

第 3 期笠間市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和 6 年 11 月現在

はじめに

市長あいさつ

【目次】

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨・目的	1
(2) 計画の背景・国の動向	2
2 計画の概要	3
3 計画の策定体制	4
4 計画の推進体制	5
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況	6
1 人口動向	6
(1) 人口・世帯	6
(2) 婚姻状況	9
(3) 就業状況	10
2 子ども・子育て支援事業の実施状況	12
(1) 教育・保育施設	12
(2) 地域子ども・子育て支援事業	15
3 アンケート調査からみられる状況	19
4 子育て環境・子育て支援の課題	25
課題1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進	25
課題2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実	25
課題3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	26
課題4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	26
第3章 計画の基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
基本目標1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進	27
基本目標2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援	27
基本目標3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	28
3 施策の体系	29
第4章 計画の内容	30
基本目標1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進	30
(1) 教育・保育提供区域	30
(2) 教育・保育の見込み量と提供体制	30
(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等	31
(4) 教育・保育の一体的提供等の推進	40

基本目標 2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援.....	41
(1) 親子の健康支援の推進.....	41
(2) 地域における子育て支援の充実.....	44
(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進.....	45
(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進.....	48
(5) こどもの学びと成長を支援する取組の推進.....	50
(6) 支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援.....	52
基本目標 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	56
(1) 基本方針.....	56
(2) 重点的に取り組む項目.....	58
参考資料.....	60

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・目的

わが国の出生数は令和4年に80万人を下回り、令和5年は過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働力の低下、将来の経済規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』を開始しています。また、「こども未来戦略」を示し、令和6年度から令和8年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設などが盛り込まれています。

本市では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度(平成31年度)を計画期間とする「笠間市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、第2期計画を令和元年度に策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第2期計画期間(令和2年度～令和6年度)の完了を控え、本市の現状と第2期計画の実績等を踏まえ、こどもの成長と子育て家庭を支援する計画として「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

笠間市での子育てを市民・企業・関係団体等と協力・連携して支援していけるように、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全てのこどもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

(2) 計画の背景・国の動向

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となって推進されてきました。その後も少子化の傾向は継続しており、新型コロナウイルス感染症の拡大や人口構造の変化等を伴って、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

子育て支援施策の動向としては、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指すなかで、平成24年には子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立し、平成27年度から子ども・子育て新制度が開始されました。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。このため、笠間市では第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種施策を推進してきました。その後、令和元年には幼児教育・保育の無償化が実施され、子ども・子育て支援法が一部改正され、基本指針の改正を受け、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定して各種施策を推進してきたところです。

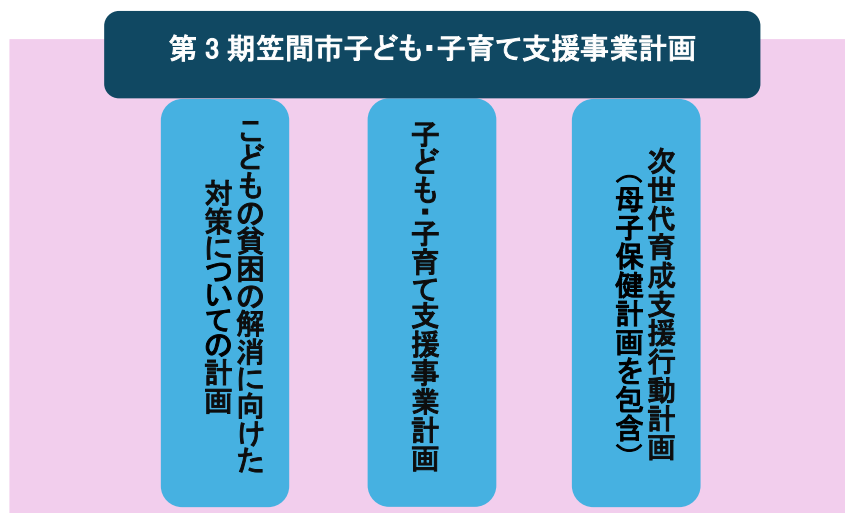
そして、令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すことが示され、これを受けて、令和5年に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うために新設され、子ども・子育て支援事業計画を含むこども施策が、こども家庭庁に移管されました。

2 計画の概要

「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定・推進します。

引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を一部包含しており、母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を包含します。

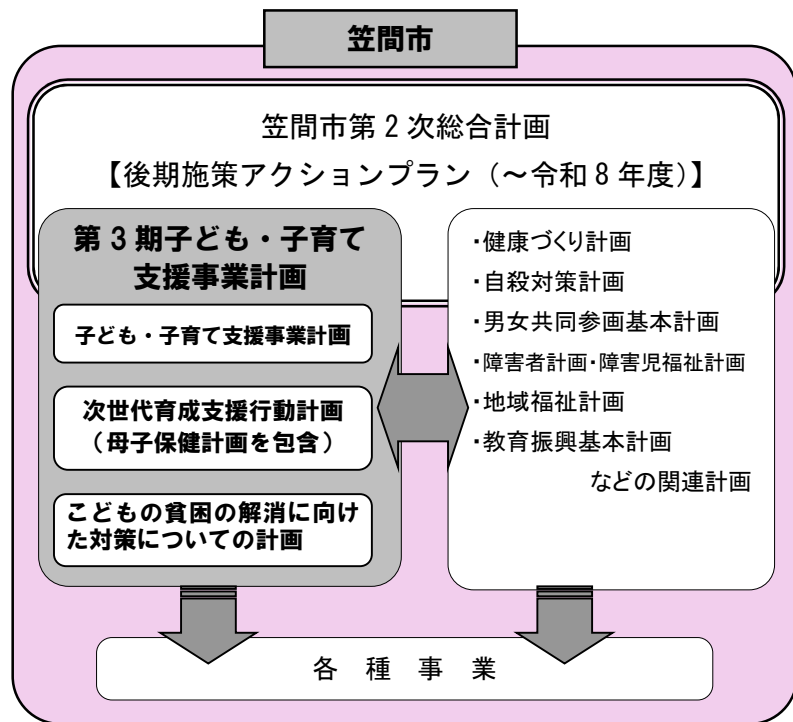
平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年6月に一部改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」となりました。同法の第5条の規定と、同法第10条2において市町村の努力規定として定められた「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容を包含します。



本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつ（健康・福祉施策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として位置づけるとともに、茨城県こども計画（子ども・子育て支援事業支援計画）、市の関連分野の計画・方針との整合並びに連動を図ります。

計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
本計画						
				評価・計画策定	次期計画(12～16年度)	

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき、平成25年度に設置した「笠間市子ども・子育て会議」において、事業計画の内容や施策の推進に関する協議を行いました。

就学前児童と小学生の保護者を対象に保育所（園）、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブの利用状況及び今後の利用意向、子育て環境に関するアンケートを実施しました。また、小学5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者に、生活状況に関するアンケートを実施しました。

また、支援機関・関係団体等に、こどもと子育て家庭の状況や市の施策に意見把握等の簡易アンケートとヒアリングを実施しました。

計画内容への市民意見を反映するパブリックコメントを実施しました。（予定）

アンケート調査の実施状況は以下のとおりとなっています。

①子育て家庭生活実態等調査

調査対象：就学前児童保護者、小学生（5年生以外）保護者、小学5年生保護者、
中学2年生保護者、小学5年生、中学2年生

調査方法：Web調査

回収状況：

	就学前児童保護者	小学生(5年生以外)保護者	小学5年生保護者	中学2年生保護者	小学5年生	中学2年生	合計
配布数	1,541 件	1,148 件	323 件	352 件	323 件	352 件	4,039 件
回答数	579 件	694 件	203 件	195 件	264 件	243 件	2,178 件
回答率	37.6%	60.5%	62.8%	55.4%	81.7%	69.0%	53.9%

②支援機関・関係団体等調査

調査対象：笠間市内のこども・子育て施策に関連する機関・団体等

調査方法：調査票（紙）

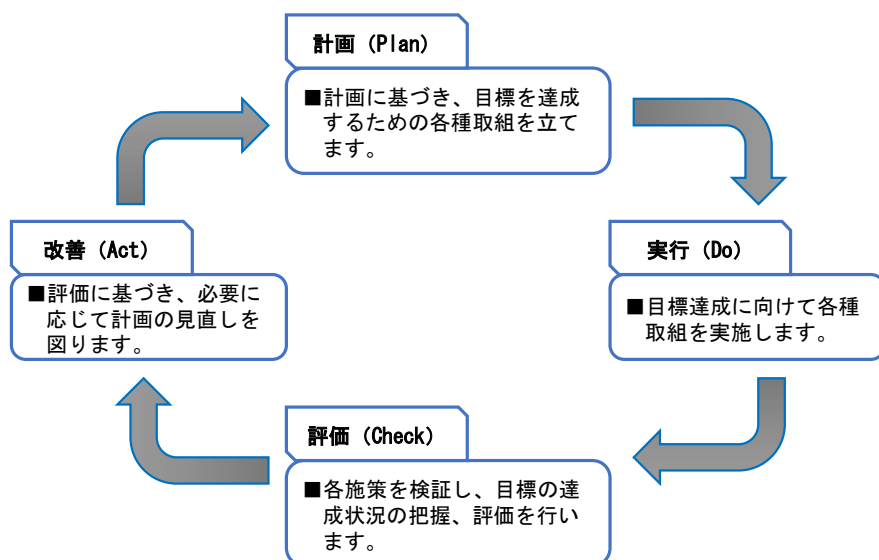
回収数：61件

4 計画の推進体制

妊産婦から子育て家庭のライフステージにあわせた切れ目ない支援をするため、児童福祉分野と母子保健分野を一体化し、令和6年度にこども部を新設しました。

こども部を中心に、施策に関わる関係部局と連携・協力し、子育て支援に関する取組を推進していきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、計画を立案し（Plan）、実践（Do）するだけでなく、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、PDCAサイクルに基づき、計画を実施していきます。

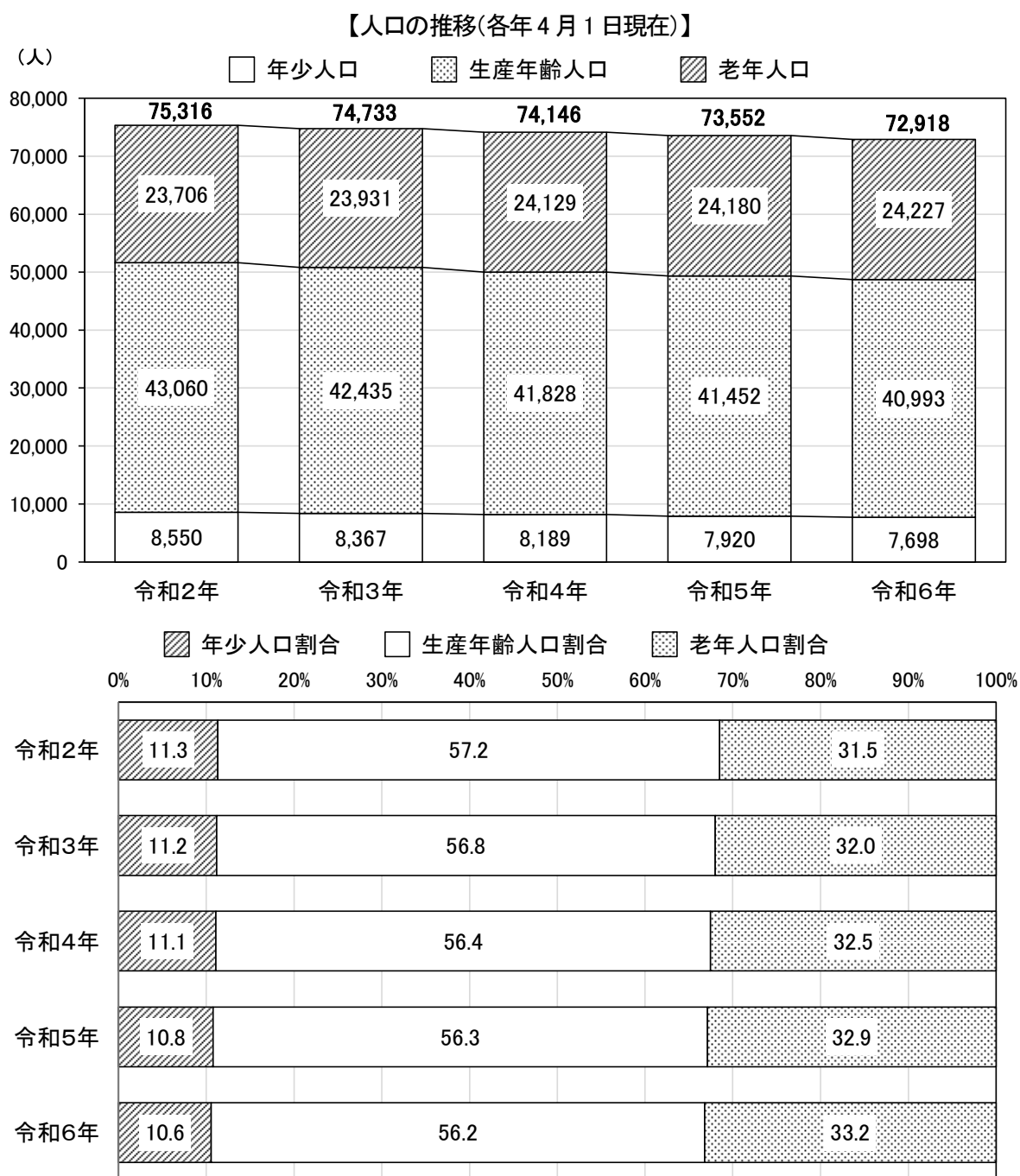


第2章 こども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口動向

(1) 人口・世帯

総人口は、令和2年の75,316人から令和6年は72,918人と3.2%減少し、14歳以下の年少人口は令和5年に8,000人台を下回っています。人口構成は、老年人口割合は微増していますが、年少人口割合・生産年齢人口割合は微減しており、年少人口割合は令和6年で10.6%となっています。

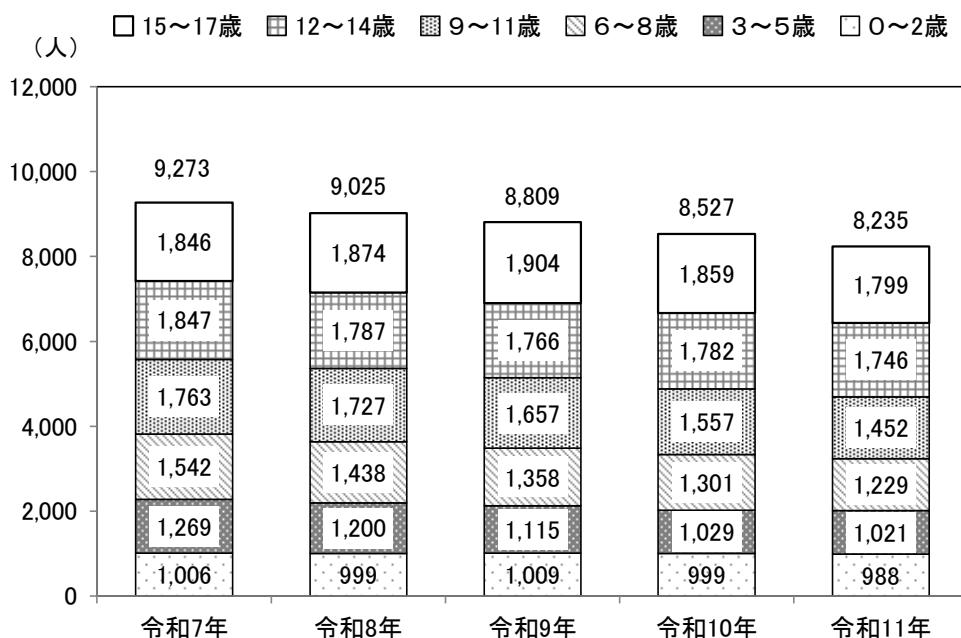
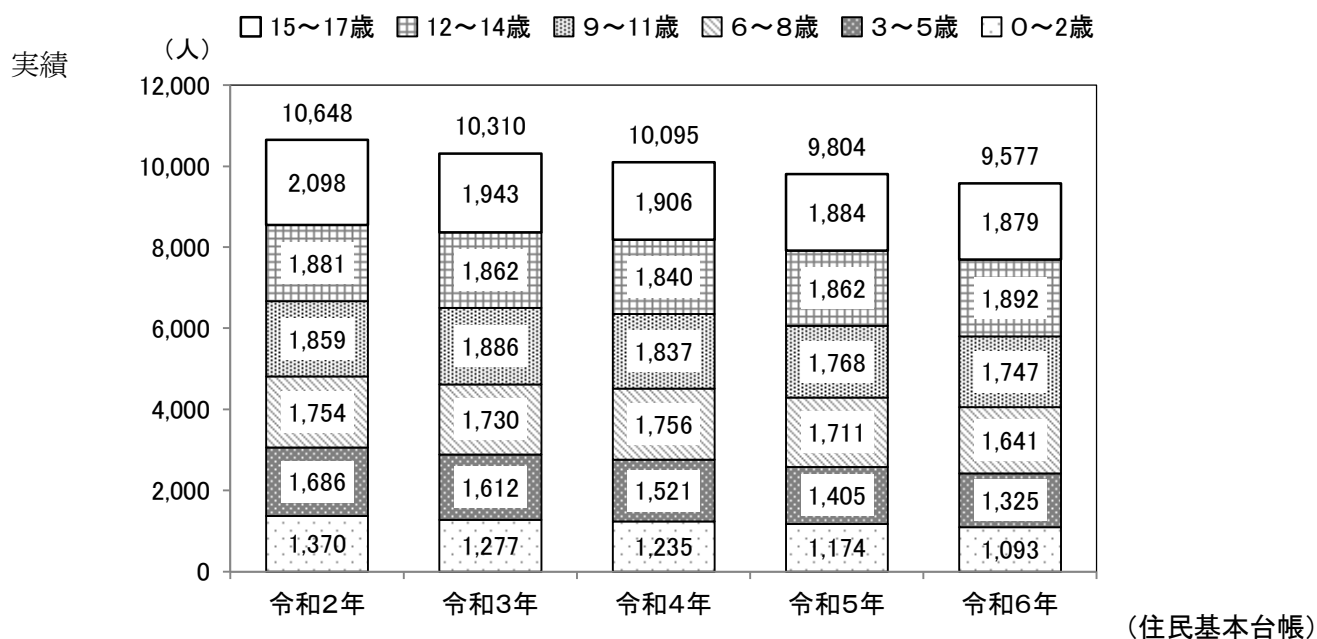


(住民基本台帳)

18歳未満のこどもの数は、令和2年は10,648人でしたが、令和5年に1万人を下回り、令和6年は9,577人となっています。年齢別では5歳以下の減少が大きくなっています。

令和2～6年の年齢別男女別の平均変化率で、計画期間のこどもの数を推計すると、毎年200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,235人と推計されます。

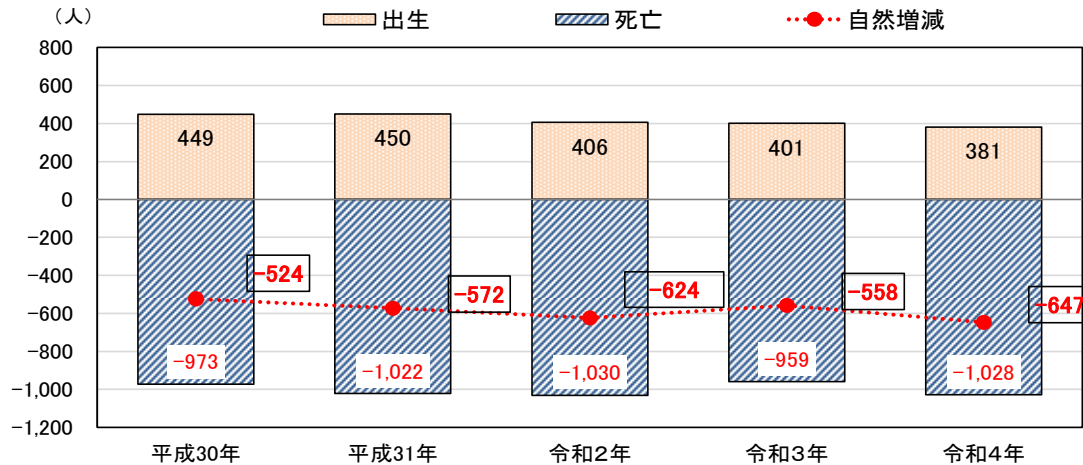
【こどもの数の推移・推計(各年4月1日現在)】



コーホート変化率法 5～6 年変化率で推計

人口動態では、自然減が毎年600人前後となっており、死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和3年までは400人以上で推移していましたが、令和4年は381人となっています。

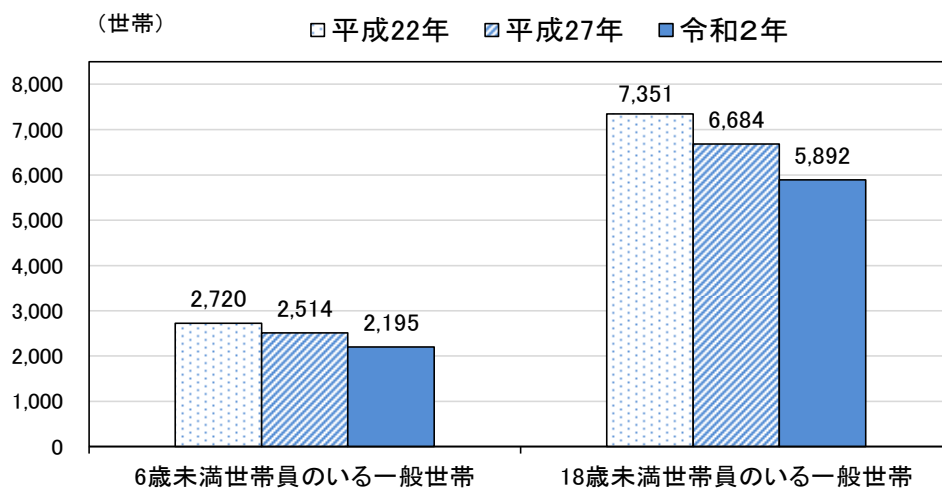
【人口動態(各年1月1日～12月31日の計)】



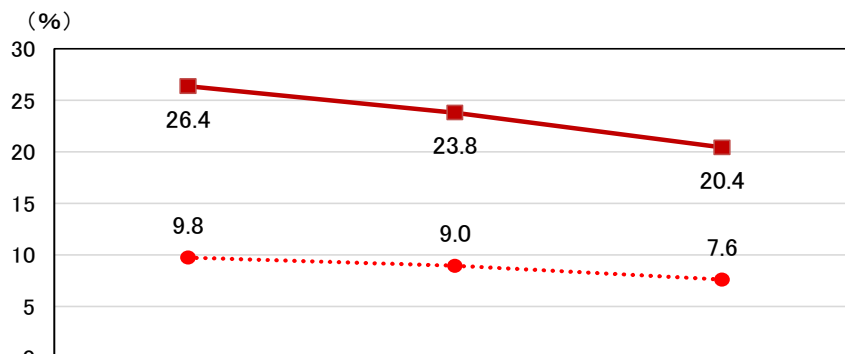
(総務省人口動態調査)

18歳未満の世帯員のいる世帯数は、平成22年の7,351世帯から令和2年には5,892世帯と減少しています。一般世帯の中で18歳未満の世帯員のいる世帯は減少しており、令和2年は20.4%となっています。

【18歳未満の世帯員のいる世帯数(各年10月1日現在)】



● 6歳未満世帯員のいる一般世帯 ■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯

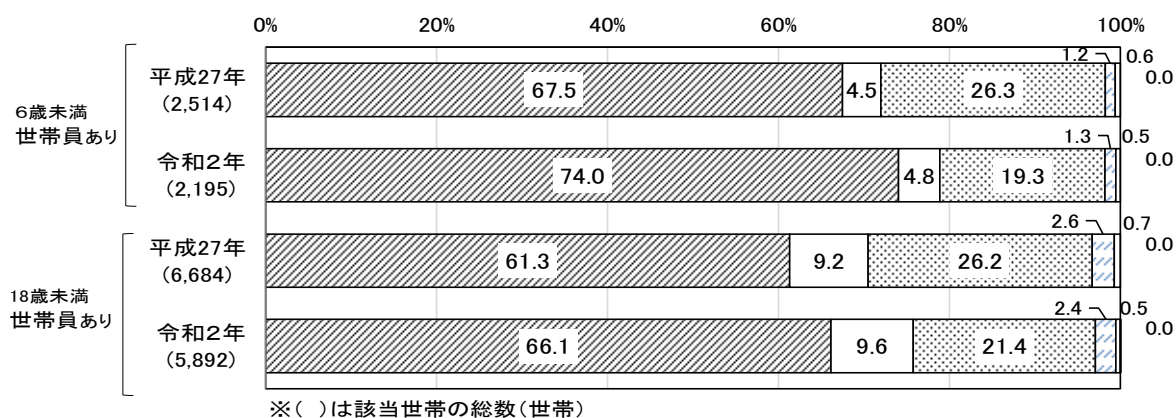


※割合は一般世帯総数に占める割合(家族類型「不詳」は除く)

(国勢調査)

18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親とこども」の世帯は61.3%から66.1%に微増し、「両親とこどもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.2%から21.4%に微減しています。

【18歳未満の世帯員のいる世帯の世帯構成(各年10月1日現在)】



- 両親とこども
- ひとり親とこども
- 両親とこどもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- 非親族世帯・単独世帯
- その他

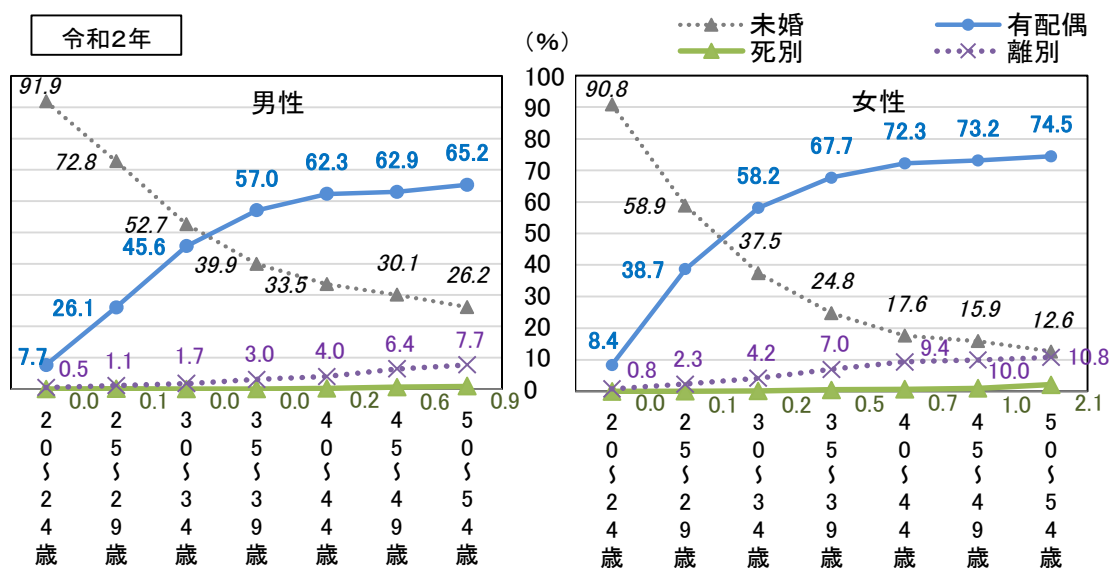
(国勢調査)

(2) 婚姻状況

令和2年の配偶関係は、男性は35～39歳、女性は30～34歳で有配偶の比率が未婚率を上回っています。

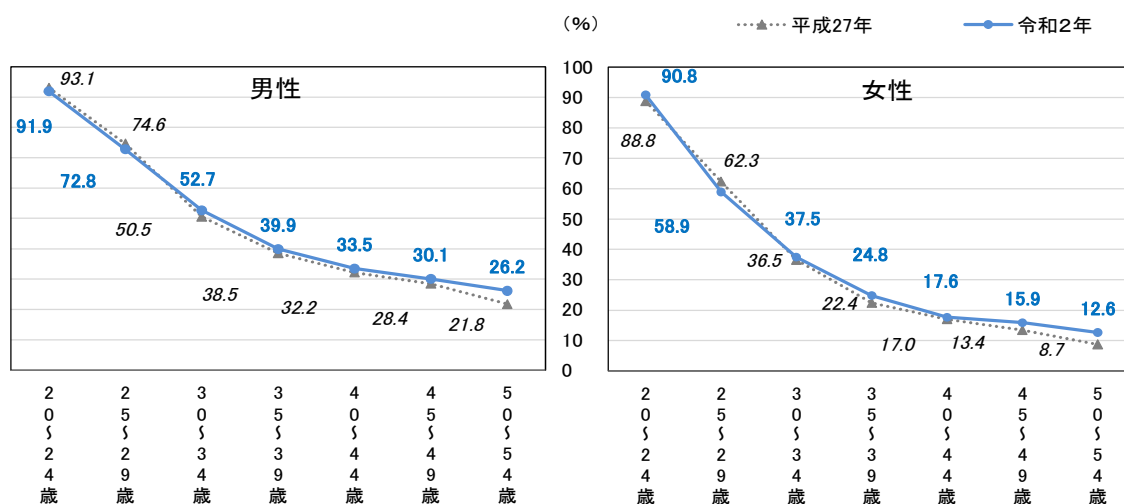
平成27年と令和2年の未婚率は、男性の20～24歳と25～29歳はやや減少していますが、その他の年代は増加しています。女性の25～29歳もやや減少していますが、その他の年代は増加しています。

【男女5歳階級別配偶関係】



(国勢調査)

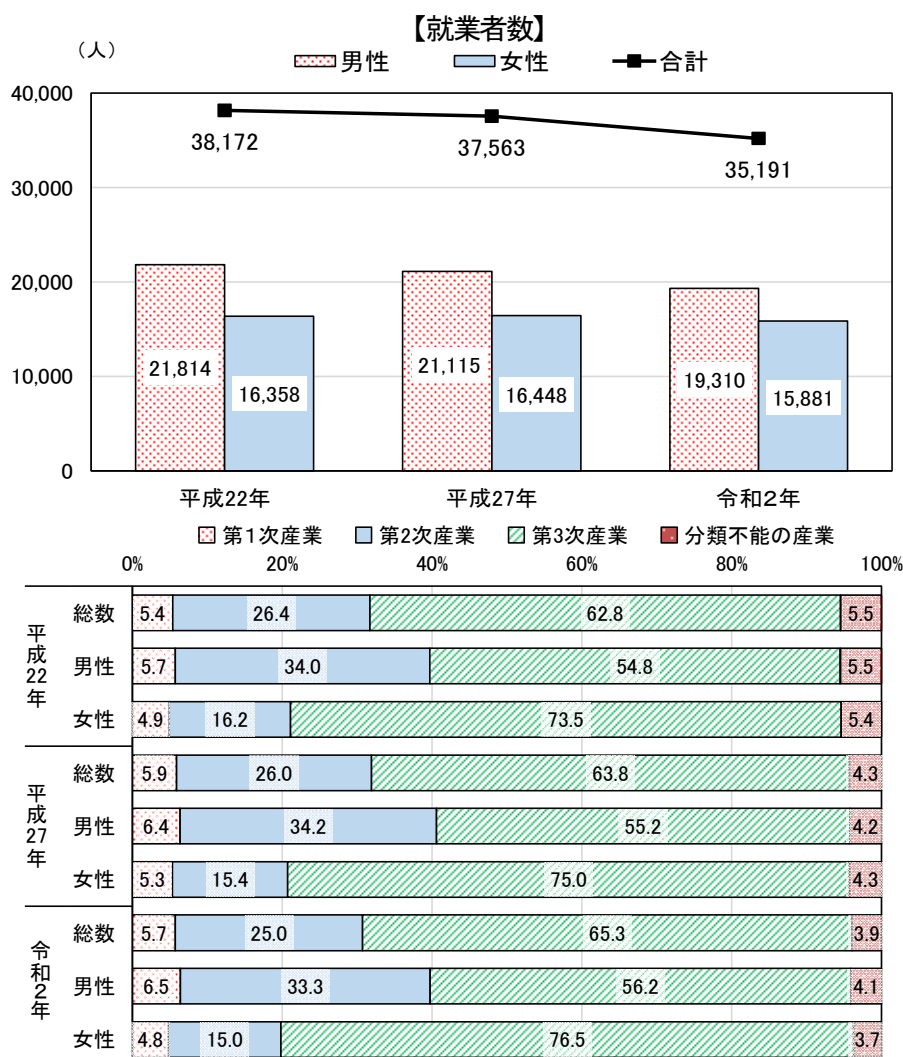
【男女5歳階級別未婚率の推移】



(国勢調査)

(3) 就業状況

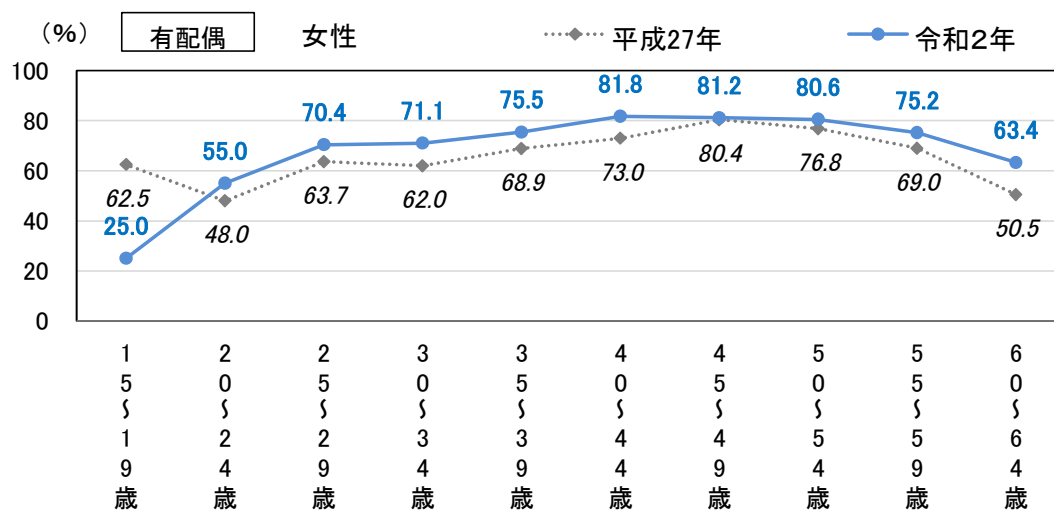
就業者数は平成22年の38,172人から令和2年は35,191人と、7.8%減少しています。第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに従事者割合が高く、特に女性では、全ての年で70%を超えています。第3次産業割合は男女ともに増加している一方で、第2次産業の割合は減少しています。



(国勢調査)

既婚女性の就業率は、15～19歳を除いた全ての年代で令和2年が平成27年を上回っています。25～59歳で70%を超え、40～54歳の既婚女性の就業率は80%を上回っています。

【既婚女性の就業率の推移】



(国勢調査)

2 子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 教育・保育施設

①教育・保育施設の設置状況

市内の教育・保育施設の設置状況は、平成27年度以降、私立幼稚園と私立保育園の認定こども園への移行、幼稚園と保育所が統合して認定こども園への移行などが行われてきました。また、公立認定こども園は公私連携認定こども園となったり、小規模保育施設の設立など、教育・保育施設の受け入れ体制を確保してきました。

令和6年4月1日現在では、市内には保育所5か所、幼稚園1か所、認定こども園9か所、小規模保育施設3か所あります。

認定区分は以下のとおりとなっています。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

教育・保育施設の利用定員は、利用者数の動向に対応して各施設運営者が設定します。3～5歳児の幼児教育を行う1号認定施設は、利用者数の減少に対応して利用定員を除々に減らしており、令和6年4月1日現在、市内合計で482人となっています。3歳児からの保育（2号認定）、0～2歳児の保育（3号認定）を行う保育所、認定こども園、地域型保育施設の定員は、市内合計で1,600人となっています。

②教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設の利用者（令和6年4月1日現在）は、1,922人で推移しており、利用率は79.4%となっています。

認定区分別では、3歳以上の1号認定者は、令和6年は利用定員482人、利用者357人で計画値内となっています。2号認定者は利用定員978人、利用者957人と計画値内となっていますが、4・5歳の2号認定者の利用は見込みを上回った利用者数となっています。0～2歳の3号認定者は、令和6年は利用定員622人、利用者612人と計画値に近い利用状況となっており、1・2歳は利用者数が微増しています。

各教育・保育施設の認定区分ごとの量の見込みと提供体制(利用定員)

1号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①	計画値	306	296	286	276	266
		実績	285	257	215	184	152
	量の見込み②	計画値	235	220	210	202	190
		実績	213	159	164	127	96
	差(①－②)	計画値	71	76	76	74	76
		実績	72	98	51	57	56
4,5歳	特定教育・保育施設①	計画値	610	590	570	550	530
		実績	536	484	416	368	330
	量の見込み②	計画値	560	517	447	408	383
		実績	511	446	351	302	261
	差(①－②)	計画値	50	73	123	142	147
		実績	25	38	65	66	69

2号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①	計画値	314	314	314	314	314
		実績	300	307	323	334	317
	量の見込み②	計画値	255	256	257	258	259
		実績	280	313	299	267	296
	差(①－②)	計画値	59	58	57	56	55
		実績	20	-6	24	67	21
4,5歳	特定教育・保育施設①	計画値	635	635	635	635	635
		実績	614	650	668	677	661
	量の見込み②	計画値	530	552	554	556	558
		実績	614	638	653	663	661
	差(①－②)	計画値	105	83	81	79	77
		実績	0	12	15	14	0

※令和6年度2号認定 量の見込み実績

3号				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・保育施設	計画値	131	136	136	136	136	
			実績	131	122	123	114	111	
		地域型保育、認可外保育等	計画値	8	13	18	18	18	
			実績	8	11	11	11	11	
		合計①	計画値	139	149	154	154	154	
			実績	139	133	134	125	122	
		量の見込み②		計画値	78	83	88	92	96
				実績	142	128	130	122	141
	差(①－②)		計画値	61	66	66	62	58	
			実績	▲ 3	5	4	3	▲ 19	
1歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・保育施設	計画値	190	212	224	224	224	
			実績	190	191	201	207	218	
		地域型保育、認可外保育等	計画値	11	18	25	25	25	
			実績	11	15	15	15	15	
		合計①	計画値	201	230	249	249	249	
			実績	201	206	216	222	233	
		量の見込み②		計画値	225	230	235	240	245
				実績	224	206	228	231	209
	差(①－②)		計画値	▲ 24	0	14	9	4	
			実績	▲ 23	0	▲ 12	▲ 9	24	
	2歳	提供体制 (利用定員)	特定教育・保育施設	計画値	238	250	250	250	250
				実績	238	254	271	259	250
			地域型保育、認可外保育等	計画値	12	18	24	24	24
				実績	12	17	17	17	17
合計①			計画値	250	268	274	274	274	
			実績	250	271	288	276	267	
量の見込み②			計画値	230	235	241	246	251	
			実績	266	262	237	253	262	
差(①－②)		計画値	20	33	33	28	23		
		実績	▲ 16	9	51	23	5		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

来所による相談、電話及び面接支援、出張相談等の相談業務を実施しています。

利用者支援事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型（R5年度まで）	計画値	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（R6～）	実績	1	1	1	1	

②時間外保育事業（延長保育事業）

市内15か所の認定こども園・保育所（園）等で延長保育を実施しており、令和2年度から実施か所は微増しており、利用人数は年度により異なりますが、計画値内となっています。

時間外保育事業 （延長保育事業）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数（実人数）	計画値	673	675	666	662	664
	実績	602	530	449	589	
実施か所	計画値	16	16	16	16	16
	実績	14	15	15	15	

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

クラスを増設して対応していますが、利用率が高まっており、低学年・高学年ともに計画値を上回る利用実績となっています。

放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年 （※）	利用者数（実人数）	計画値	794	780	794	783	756
		実績	823	820	883	889	875
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	41
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	19
高学年 （※）	利用者数（実人数）	計画値	398	404	390	377	371
		実績	442	439	425	463	490
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	41
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	19
合計	利用者数（実人数）	計画値	1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
		実績	1,265	1,259	1,308	1,352	1,365
	定員数（全学年）	計画値	1,332	1,371	1,371	1,371	1,371
		実績	1,332	1,347	1,394	1,427	

※公設と民設児童クラブの合計数

④子育て短期事業

利用できる施設等を10か所確保しており、利用者数は計画値を下回っています。

子育て短期支援事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入所生活援助事業	利用者数(延べ日数)	計画値	140	150	160	178	180
		実績	75	53	33	42	
	実施か所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	3	4	2	2	

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問しており、訪問できない場合は電話で状況把握し、全数把握をしています。出生数が減少しており、実施数が減少傾向となっています。

乳児家庭全戸訪問事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(実人数)	計画値	447	436	425	414	403
	実績	379	403	330	316	320

⑥養育支援事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問して育児の相談や助言をしており、必要に応じて要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催しており、複数回関わる場合が多く、年度によって実施状況は異なります。

養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会 ケース検討会議	計画値	設定なし					
	実績	8	13	23	14		
家庭児童相談室 相談員による相談件数	計画値	設定なし					
	実績	481	778	317	467		
同 訪問件数	計画値	設定なし					
	実績	47	42	36	90		

⑦地域子育て支援拠点事業

笠間地区、友部地区、岩間地区の市内3か所に子育て支援センターを設置して子育てに関する相談、情報提供や助言を行っています。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、利用が回復してきています。

地域子育て支援拠点事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(延べ人数)	計画値	25,780	25,619	24,846	24,596	24,262
	実績	11502	12084	18644	19747	
事業所数	計画値	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	

⑧一時預かり事業

幼稚園型の一時預かり事業については、幼稚園利用者が減少傾向のなか利用率が高まっており、計画値に近い利用実績となっており、令和5年度は計画値を上回っています。幼稚園型以外の一時預かり事業は計画値内の利用状況となっています。

一時預かり事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	利用者数(延べ人数)	計画値	25,621	24,857	23,487	22,671	22,046
		実績	21,372	22,551	16,130	23,066	
	実施か所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	8	8	8	9	
幼稚園型以外	利用者数(延べ人数)	計画値	1,165	1,107	1,014	961	883
		実績	807	591	558	861	
	実施か所	計画値	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10	

⑨病児保育事業

病児対応型は地域医療センターかさま病児保育室で実施しており、利用実績は微増して令和5年度は計画値程度となっています。病後児対応型・体調不良児対応型保育は11か所で実施しており、体調不良児対応型保育の利用者数は計画値を大きく上回っています。

病児保育事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	150	149	142	138	139
		実績	80	80	145	155	
	実施か所	計画値	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	
病後児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	171	165	158	153	144
		実績	208	182	117	70	
	実施か所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	3	3	2	1	
体調不良児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	1,580	1,529	1,462	1,411	1,378
		実績	4,252	3,520	2,657	3,322	
	実施か所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	5	5	2	10	
非施設型(訪問型)	利用者数(延べ人数)	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
	実施か所	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
ファミサポ(病児・緊急対応)	利用者数(延べ人数)	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
	実施か所	計画値	0	0	0	0	0
		実績					

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

同程度の利用を見込んできましたが、計画値を上回った利用状況となっています。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（延べ人数）	計画値	168	164	161	158	153
	実績	201	230	433	526	

⑪妊産婦健康診査

母子健康手帳交付数が減少傾向であり、延べ回数は計画値を下回っています。

妊産婦健康診査		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	計画値	4,471	4,360	4,250	4,141	4,030
	実績	4,797	4,917	4,103	3,812	
産婦健康診査	計画値	715	698	680	662	645
	実績	701	758	656	591	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用等を助成しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	実績	8	8	7	1	
児童数	実績	8	8	8	1	

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、認可外保育施設の小規模保育事業（A型）への移行を支援しました。

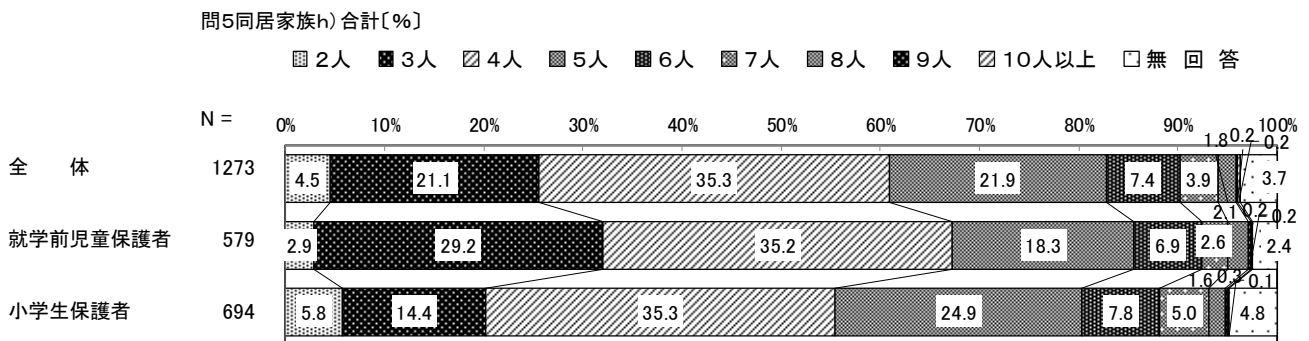
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	0	0	0	

3 アンケート調査からみられる状況

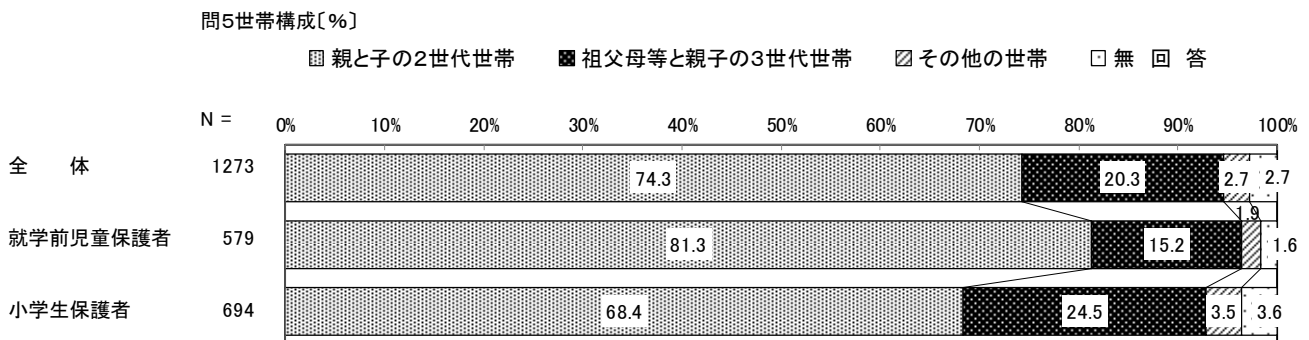
計画策定にあたり、市民から子育て支援に関する意見や要望を聞き、計画に反映するために、アンケート調査を実施しました。

① 世帯状況

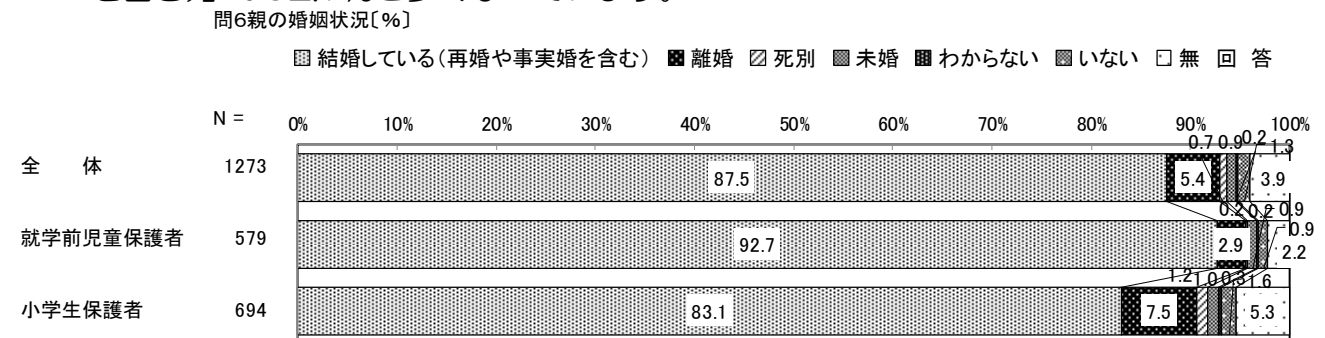
就学前児童・小学生（5年生以外）のこどもの世帯状況について、世帯人数は、全体では「4人」が35.3%と多く、「5人」が21.9%、「3人」が21.1%となっています。就学前児童保護者では「3人」が29.2%となっています。



世帯構成は、全体では「親と子の2世代世帯」が74.3%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が20.3%となっています。就学前児童保護者で「親と子の2世代世帯」が81.3%と多くなっています。

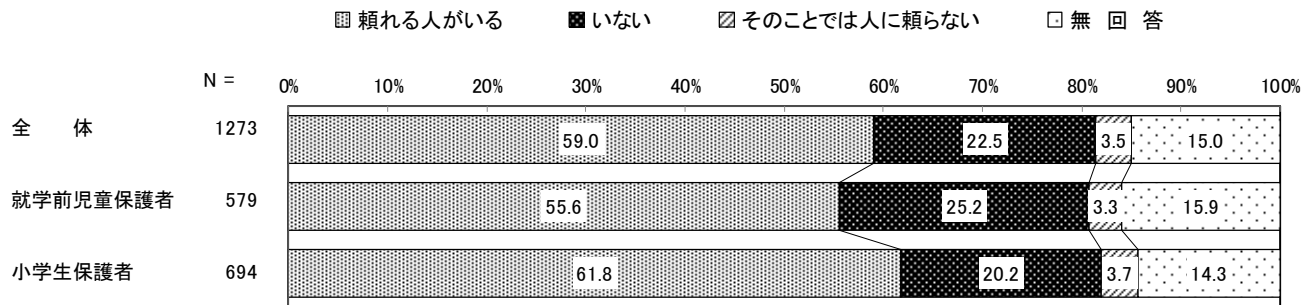


親の婚姻状況は、全体では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が87.5%と多く、「離婚」が5.4%となっています。就学前児童保護者で「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が92.7%と多くなっています。



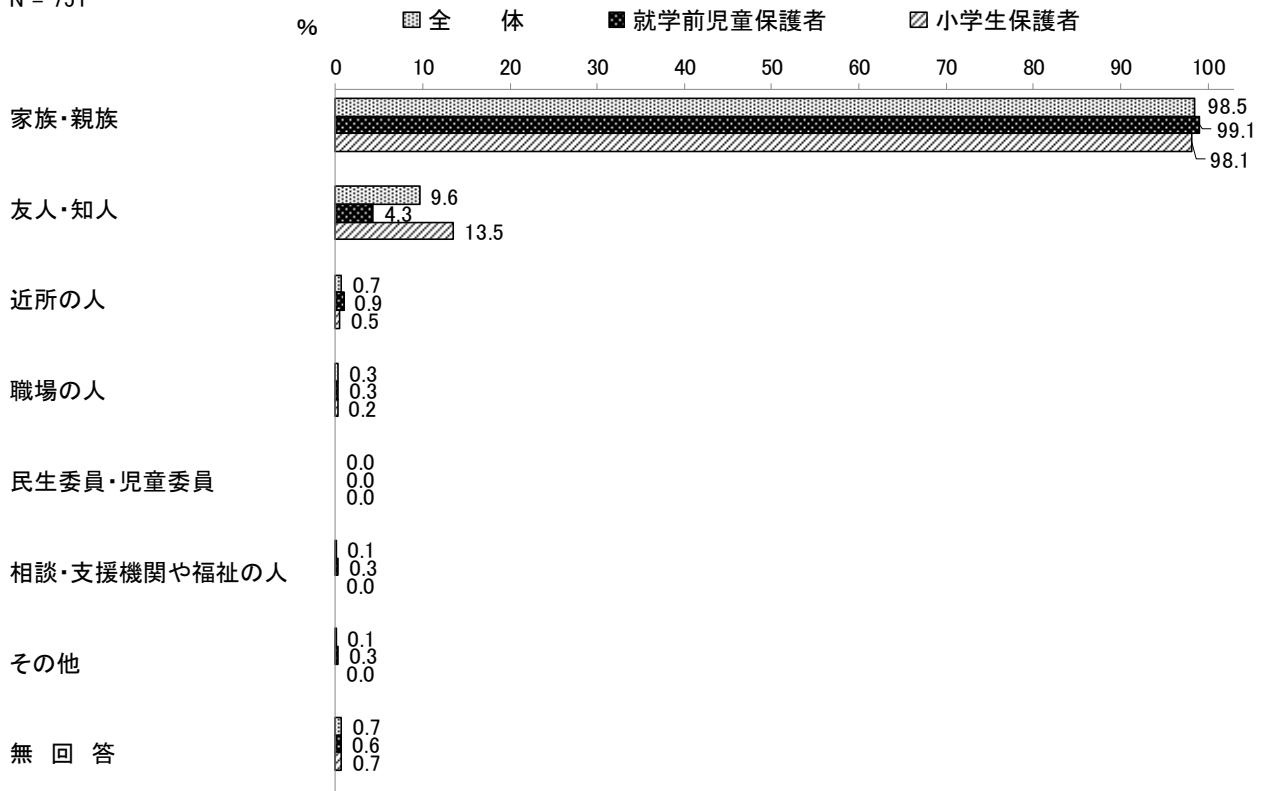
急な預かりを頼める人は、全体では「頼れる人がいる」が59.0%と多く、「いない」が22.5%となっています。急な預かりを頼める人は「家族・親族」が98.5%と多く、「友人・知人」が9.6%となっています。

問38頼れる人がいるかb) 急な預かり〔%〕



問38b) 急な預かりで頼れる人〔%・複数回答〕

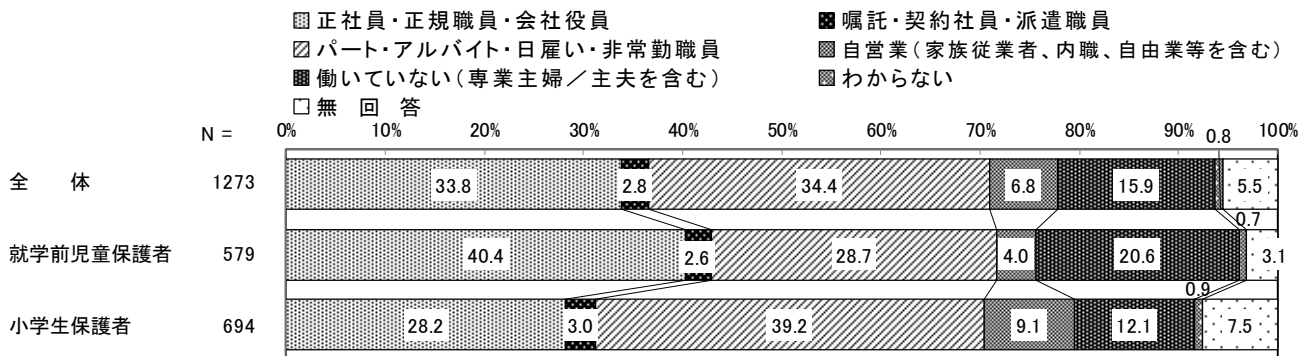
N = 751



② 保護者の就業状況

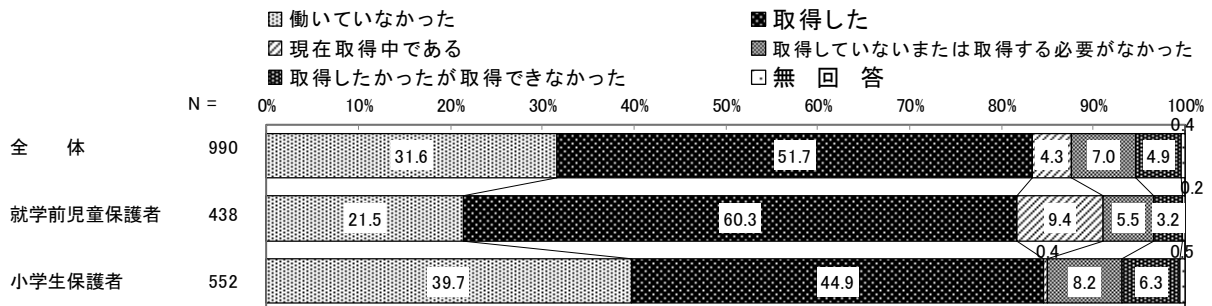
就学前児童・小学生（5年生以外）の母親の就業状況は、全体では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が34.4%、「正社員・正規職員・会社役員」が33.8%と多く、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が15.9%となっています。就学前児童保護者で「正社員・正規職員・会社役員」が40.4%と多くなっています。

問11保護者の就労状況(母親) [%]



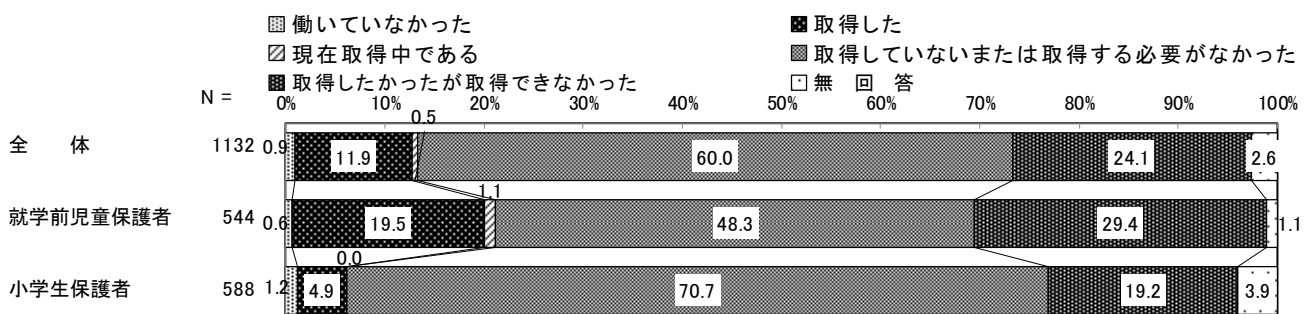
育児休業の取得について、母親は全体では「取得した」が51.7%と多く、「働いていなかった」が31.6%となっています。

問14育児休業の取得(母親) [%]

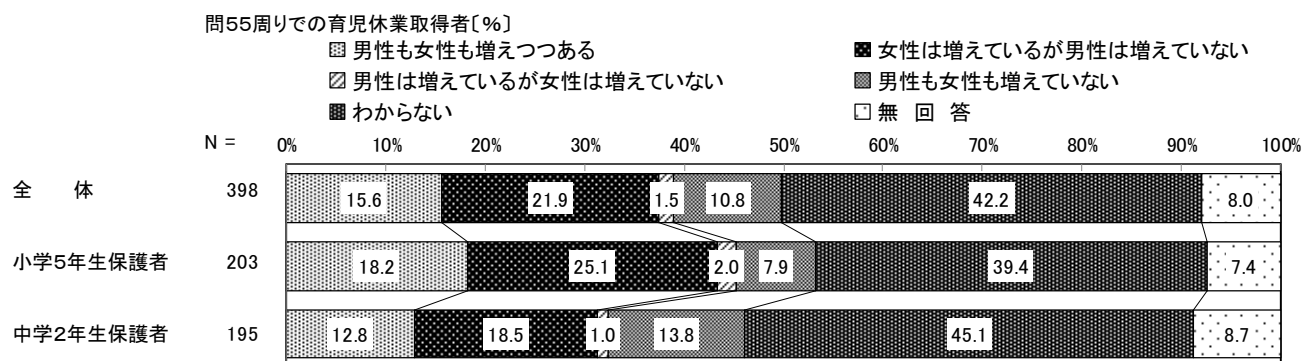


父親は、全体では「取得していないまたは取得する必要がなかった」が60.0%と多く、「取得したかったが取得できなかった」が24.1%、「取得した」が11.9%となっています。就学前児童保護者で「取得したかったが取得できなかった」が29.4%、「取得した」が19.5%と多くなっています。

問14育児休業の取得(父親) [%]

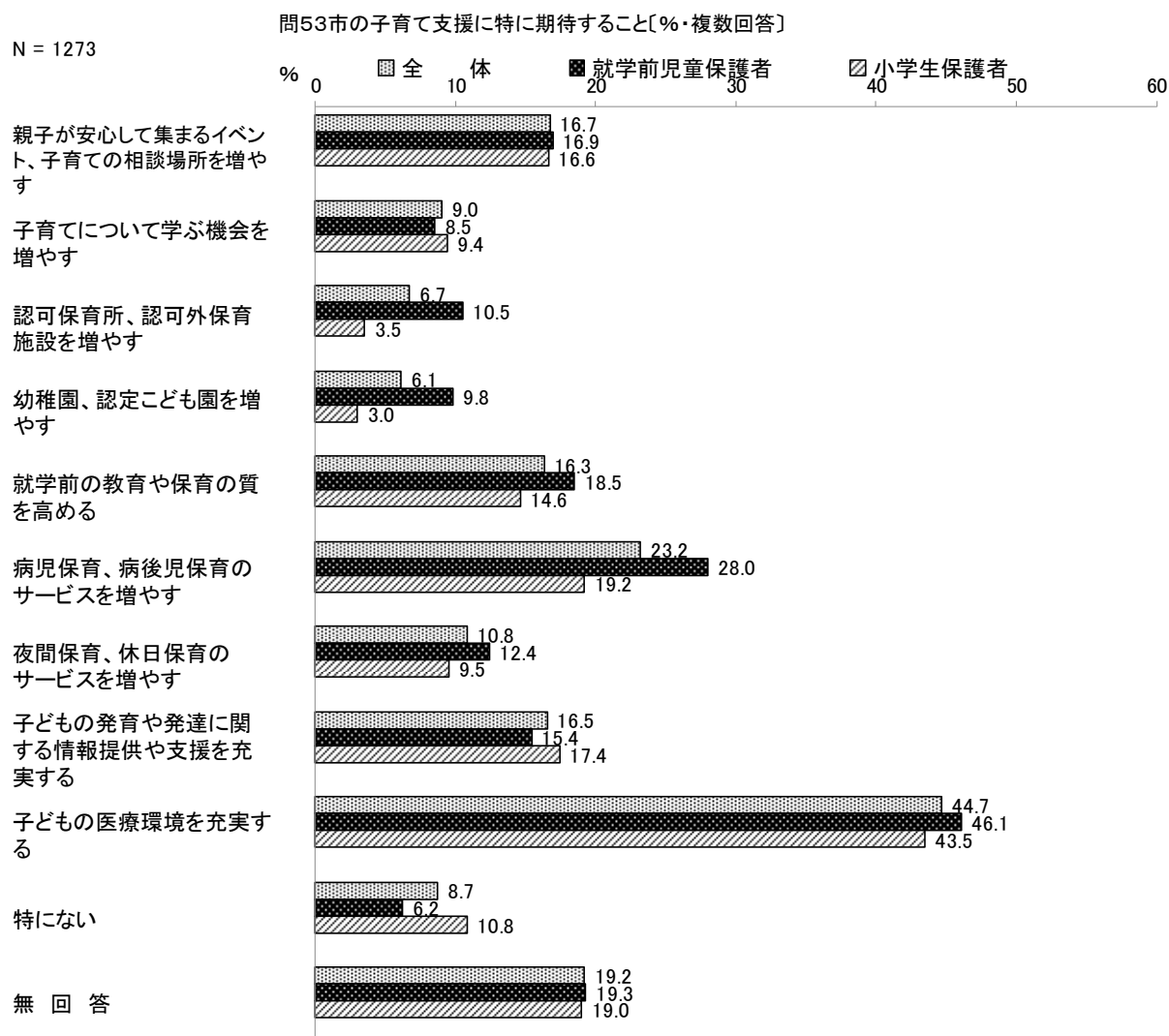


小学5年生と中学2年生の保護者では、周辺の育児休業取得については「わからない」が42.2%と多く、「女性は増えているが男性は増えていない」が21.9%、「男性も女性も増えつつある」が15.6%となっています。



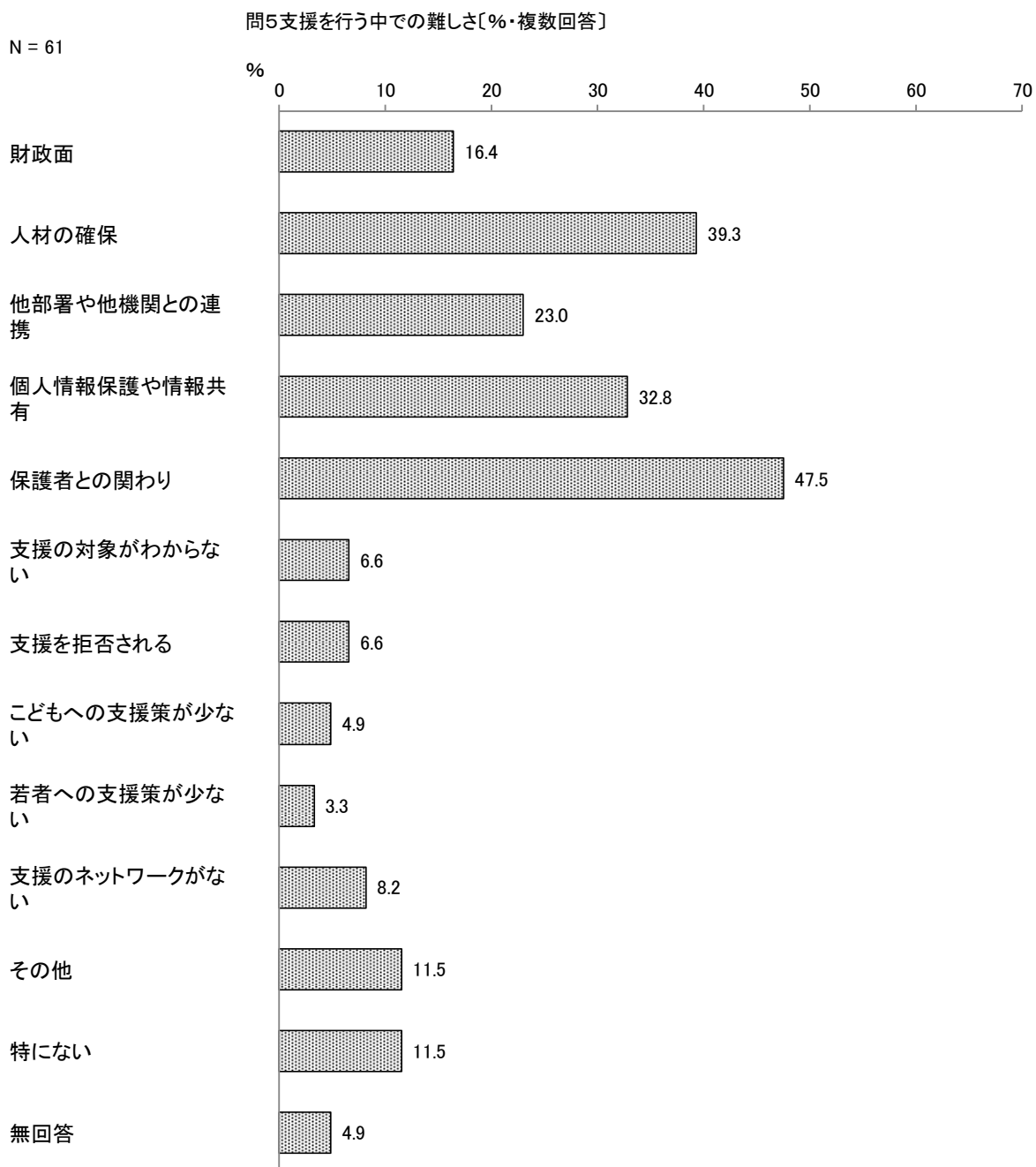
③ 市の子育て支援に特に期待すること

就学前児童と小学生保護者では、「子どもの医療環境を充実する」が44.7%と多く、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%となっています。

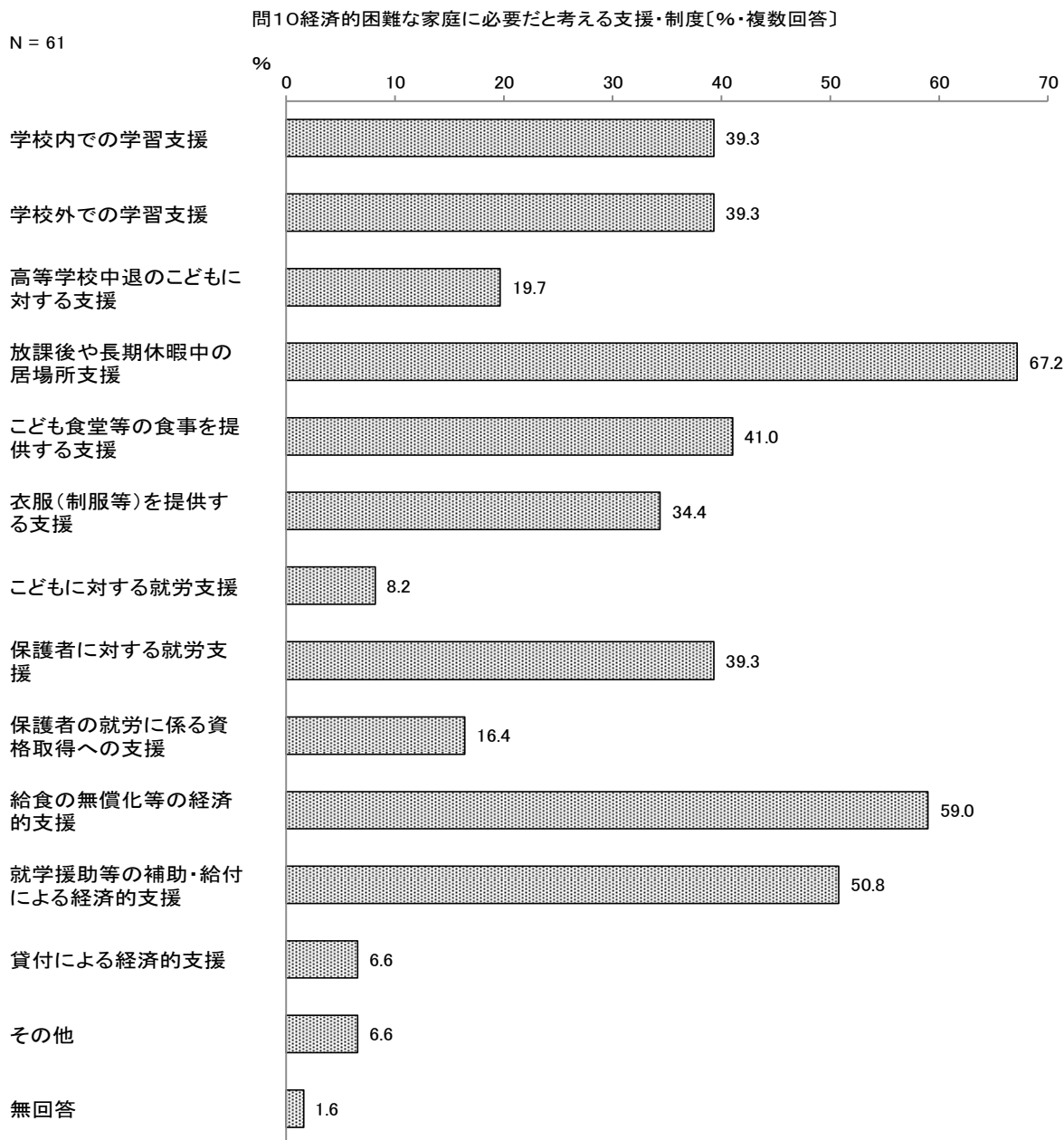


④ 子育て支援を行う中で感じること（支援機関・団体等調査から）

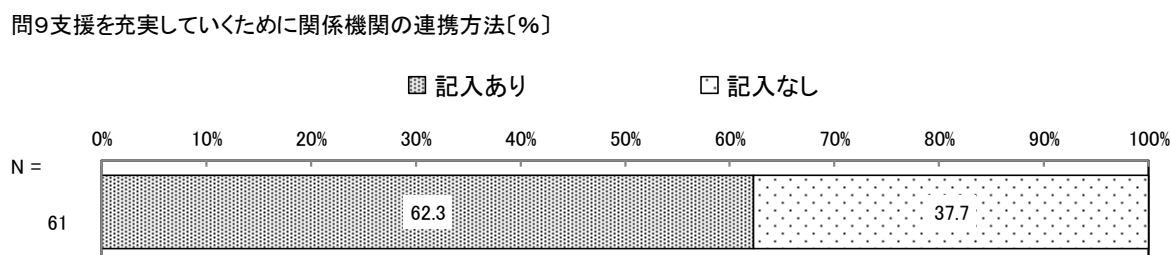
支援を行う中で感じる難しさとして、「保護者との関わり」が47.5%、「人材の確保」が39.3%、「個人情報保護や情報共有」が32.8%となっています。



困難を抱えるこども・保護者のために充実が必要だと思う支援・制度として、「放課後や長期休暇中の居場所支援」が67.2%、「給食の無償化等の経済的支援」が59.0%、「就学援助等の補助・給付による経済的支援」が50.8%と多く回答されています。



支援を充実していくための関係機関の連携については62.3%が記入しており、「こども・家庭に関する必要な情報の共有が必要である。ケース会議を開催するなど情報を共有することで対応しやすくなる。」「関係者が集まる機会を増やすなどして、必要な場合に連携しやすくすることが必要である。支援資源をわかるようにしておく。支援のネットワークづくりが必要である。」などの意見が出されています。



4 子育て環境・子育て支援の課題

課題 1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進

こどものいる世帯は全体的に以前に比べ親子だけの世帯の割合が高まっており、アンケートでは4人世帯が35.3%で、「5人」と「3人」が21%台です。そして、世帯構成は「親と子の2世代世帯」が74.3%と多く、就学前児童保護者では81.3%となっています。また、こどものいる世帯数が減少している中で、ひとり親家庭の割合は微増しており、世帯数とすると少ないですが、こどもの年齢が上がると割合は微増しています。アンケートでは就学前児童保護者では2.9%で、小学生保護者では7.5%となっています。国勢調査では6歳未満のこどものいる世帯より18歳未満のこどものいる世帯の方がひとり親の割合は増加しています。このように、少子化とともに核家族化が進行しており、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

変化する家族の状況、保護者の働き方などに対応できるように、施策を展開することが重要となっています。

アンケートでは急な預かりを頼れる人がいる人は59.0%で、ほとんどが家族・親族と回答されていますが、頼れる人が「いない」が22.5%となっており、前回調査と設問が異なるものの、急に預かってくれる人がいるという回答は減少しています。

課題 2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実

雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化しており、就学前児童保護者の母親の就労状況はフルタイムの「正社員・正規職員・会社役員」が多くなっています。小学生保護者ではフルタイムが28.2%、パート・アルバイトが39.2%ですが、就学前児童保護者はフルタイムが40.4%、パート・アルバイトが28.7%とフルタイムの割合が多くなっており、今後もフルタイムの割合が高まることが考えられます。こどもが低年齢児の頃から共働きの世帯が主流となりつつあり、継続した就業により就学前から就学後も保育ニーズが高くなり、保育・児童クラブ利用率が高まる傾向といえます。

育児休業等の取得は、母親・父親ともに小学生保護者より就学前児童保護者で増えています。就学前児童の母親では取得率が60.3%、取得中が9.4%であり、正社員等の割合が高くなっており取得率も高まっています。父親の取得率が11.9%で、就学前児童の父親では19.5%となっています。育児休業が取得しやすくなっていることがうかがえます。一方で、小学校高学年と中学生の保護者の周りで育児休暇を取得する人が増えたかという「わからない」が42.2%と多く回答されており、「女性は増えているが男性は増えていない」が21.9%、「男性も女性も増えている」が15.6%となっています。特に就学前児童では、低年齢児からの保育ニーズ、病児保育等の一時的な保育ニーズが見込まれ、保護者の働く場所や通勤等も保育ニーズに関連しているものと考えられます。このような点を踏まえ、教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりについては保育サービスの質の確保を図りながら取り組んでいくことが必要です。

課題 3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

母親の心身の健康維持や不安の解消・軽減に向けて、特に妊娠から出産後にかけての取組が引き続き重要であり、継続して「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所」の周知と充実が期待されます。

こどもの成長や発達に個人差がありますが、全国的に発達に関する支援を必要とするこどもが増えていると考えられています。本市においても、幼児のことばとところの教室の利用者は増加しています。このため、発達に関する支援を必要とするこどものフォローアップや、こどもと保護者を早い段階からサポートする関係機関・多職種の連携体制の充実、心理士や保健師等による発達相談や家庭訪問・巡回相談等、継続的な支援体制を拡充していくことが求められています。

課題 4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困は現状が見えにくいといわれます。それは、保護者やこどもに貧困の問題があることを自覚していなかったり、困り感がないこと、また貧困の自覚があっても支援が求めにくいこと、頼れる人がいない、地域の目が届かなくて支援が届かないことがあるからです。そして、貧困による様々な影響が連鎖し、保護者とこどものこれからの生活への影響が多大であり、本市においても貧困リスクのある世帯の状況を踏まえ、こどもの成長段階における支援が切れ目なく行われるように、様々な施策を推進するとともに、支援のネットワーク化が課題となっています。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

令和の時代となり、少子化がさらに進む中、こどもの人権を守り、様々な状況にあるこどもの健全な成長・発達を支えることは重要な課題となっています。本市では、地域で支え合う心を大切に、だれもが子育てを楽しみ感じ、『笠間』でこどもを産み育てて良かったと実感できるまちづくりを目指しています。

一貫した基本理念の下、社会の要請や本市の状況に応じて事業の再編を行いつつ、家庭における子育ての孤立感を和らげ、保護者がしっかりとこどもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、妊娠期から切れ目なくこどもの発達に応じた支援と子育て家庭への支援を推進し、こどもが安心して育まれ、こども同士が集団のなかで育ち合う環境づくりに向けて取り組みます。

【基本理念】

地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市

2 基本目標

基本目標 1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

- 子育て家庭の多様化するニーズの動向を踏まえ、よりよい幼児期の教育・保育環境の整備を推進し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 子育て世代に対する支援体制を拡充しながら、子育てサポートと地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援

- こどもが心身ともに健やかに成長するために、安心して養育・育児ができるよう、子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、成長段階にあわせた親子の健康支援を推進します。
- 相談支援や情報提供の充実を図るとともに、子育て家庭の交流や支え合い活動等地域における子育て支援を推進します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- こどもの居場所や学んだり体験する場の充実をはじめ、こどもの学びと成長を支援する取組を推進します。
- 障害や発達上の支援が必要なこども、ひとり親家庭、児童虐待や生活困窮等の課題を抱える家庭・こどもへの支援体制の充実を図ります。

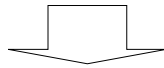
基本目標 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

生活困窮や貧困問題を含め様々な課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭を包括的に支援するため、こどもの成長過程に即し、切れ目ない総合的な支援体制を確保し、学習支援・生活支援・経済支援・親の就労支援などの施策を推進するとともに、課題を抱える家庭への支援ネットワークの強化を図ります。

3 施策の体系

【基本理念】

地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市



基本目標	方針・事業
1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進	(1)教育・保育提供区域 (2)教育・保育の見込み量と提供体制 (3)地域子ども・子育て支援事業の提供体制等 ①利用者支援事業 ②延長保育事業(時間外保育事業) ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】 ⑮児童育成支援拠点事業【新規】 ⑯親子関係形成支援事業【新規】 ⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】 ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】 ⑲産後ケア事業【新規】
2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援	(4)教育・保育の一体的提供等の推進 ①認定こども園への移行促進・普及 ②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進 ③教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進 ④育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援 ⑤県が行う施策との連携 ⑥労働者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携 (1)親子の健康支援の推進 ①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化 ②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化 ③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進 (2)地域における子育て支援の充実 (3)子育てに係る費用の負担軽減の推進 ①医療費助成等による負担軽減の推進 ②こどもと子育て家庭の生活支援の推進 (4)仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進 ①子育て力の育成支援の推進 ②子育てしやすい職場づくりの支援 (5)こどもの学びと成長を支援する取組の推進 ①こどもの学びと成長を応援する取組の推進 ②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進 (6)支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援 ①ひとり親家庭の自立支援の充実 ③児童虐待防止対策等の推進 ②障害・発達で支援が必要なこどもの支援
3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	(1)基本方針 (2)重点的に取り組む項目 ①学習支援 ④親の就労支援の推進 ②生活支援 ⑤支援ネットワークの強化 ③経済的支援

第4章 計画の内容

基本目標 1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市では第1期計画より市内1区域としており、本計画期間においても1教育・保育提供区域を継続して設定します。

(2) 教育・保育の見込み量と提供体制

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年4月1日施行）」に基づき、令和7年度から5年間の見込み量と提供体制を示します。

[量の見込み、確保方策の考え方]

ニーズ調査で保護者の就業状況等から家族形態を把握し、利用希望を把握するとともに、近年の利用状況を踏まえて量の見込みを推計します。1号認定及び2号認定は微減を見込み、提供体制を確保します。3号認定は利用率の高まりを踏まえて利用者数を見込み、提供体制を確保します。現行の幼稚園、認定こども園、保育所（園）等を中心に利用できる体制を確保します。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	量の見込み	393	374	350	329	329
		提供体制(確保の内容)	453	425	395	347	346
2号認定	3～5歳保育	量の見込み	875	833	779	732	732
		提供体制(確保の内容)	912	869	812	763	763
	3～5歳教育	量の見込み	0	0	0	0	0
		提供体制(確保の内容)					
3号認定	0歳	量の見込み	121	120	118	115	114
		提供体制(確保の内容)	123	123	123	121	121
	1歳	量の見込み	171	185	182	179	175
		提供体制(確保の内容)	220	223	226	226	226
	2歳	量の見込み	225	212	221	220	219
		提供体制(確保の内容)	236	222	239	236	232

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

本市では、こども政策課において、妊娠中から子育て期の親を対象に相談業務を実施しています。また、子育て支援センター（3か所）に月に1度出張し、利用者からの相談にも応じています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

こども政策課において、引き続き実施します。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制(確保の内容)	1	1	1	1	1

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業で、本市では認定こども園、保育所（園）等において実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用二重を加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の認定こども園、保育所（園）等において、引き続き実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	602	530	499	589	

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	600	600	600	600	600
提供体制(確保の内容)	600	600	600	600	600

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、そのほかの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	実績	8	8	7	1	
児童数	実績	8	8	8	1	

[量の見込み、確保方策の考え方]

今後も教育・保育施設等と連携して対象となる世帯の把握に努め、適切な利用を図ります。

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、そのほかの多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市では、平成31年4月1日付けで、認可外保育施設いちご保育園・託児ルームの小規模保育事業（A型）への移行を支援しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	0	0	0	

[量の見込み、確保方策の考え方]

今後も、教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市の児童クラブは、学年ごとの定員設定はせず、柔軟に対応しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

低学年、高学年ともに利用者（登録者）は増えており、直近の利用状況程度の利用とともにこどもの数の減少を踏まえて計画期間の量を見込みました。毎年度利用ニーズを踏まえ、提供体制の確保を図ります。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	実績	823	820	883	889	875
高学年	実績	442	439	425	463	490
合計	実績	1,265	1,259	1,308	1,352	1,365

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み	881	813	775	733	693
	提供体制(確保の内容)	881	813	775	733	693
高学年	量の見込み	516	500	473	450	410
	提供体制(確保の内容)	526	500	473	450	410
合計	量の見込み	1,397	1,313	1,248	1,183	1,103
	提供体制(確保の内容)	1,397	1,313	1,248	1,183	1,103

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

利用条件は、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、保護を適切に行うことのできる児童養護施設等において養育・保護を行うもので、原則7日以内となっています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）の利用者数の見込みは、事業の利用状況と当該年度の対象者数、利用ニーズの高まりを加味して算定しました。提供体制の確保方策は、県内の児童養護施設等と連携し、引き続き実施します。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	75	53	33	42	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	110	110	110	110
提供体制(確保の内容)	110	110	110	110	110

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健師等が生後4か月以内にすべての家庭を訪問しています。訪問後は乳児全戸訪問指導票を作成し、支援が必要な対象家庭に対しては会議等を開催し、支援につなげています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、すべての乳児の家庭を訪問するため、各年度の0歳児数で見込みます。提供体制の確保方策は、保健師等がすべての乳児を対象に、引き続き実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	379	403	330	316	320

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333	331	329	323	321
提供体制(確保の内容)	333	331	329	323	321

⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、担当職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

なお、対象となる世帯は緊急性の高いケースが多く、本事業を利用する前に発見し、支援をしていると考えられます。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用実績を踏まえ、当該事業として見込みを算定しています。こども・家庭支援への相談、要保護・要支援児童等への支援や関係機関との連絡調整の強化を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	47	42	36	90	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
提供体制(確保の内容)	3	3	3	3	3

⑨地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他援助を行う事業で、3地区の子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」で実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、当該年度のこどもの数や利用状況を踏まえるとともに、今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において、引き続き実施します。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	11,502	12,084	18,644	19,747	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
提供体制(確保の内容)	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所(園)等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型は、認定こども園、幼稚園の在園児対象預かり保育、2号認定相当による定期的な利用で、幼稚園型以外は在宅児が対象であり、認定こども園、保育所(園)の一時的な利用です。

本市では、2号認定相当による定期的な利用が最も多く、延べ人数も増えています。認定こども園、幼稚園の在園児及び在宅児の利用人数は減少傾向にあります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において、引き続き実施します。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	実績	21,372	22,551	16,130	23,066	
幼稚園型以外	実績	807	591	558	861	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型	量の見込み	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	提供体制(確保の内容)	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
幼稚園型以外	量の見込み	985	952	919	878	870
	提供体制(確保の内容)	985	952	919	878	870

⑪病児保育事業

病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では、病児対応型1か所、病後児対応型1か所、体調不良児対応型10か所で実施しています。

なお、訪問型及び笠間市ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応は実施していません。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において引き続き実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,540	3,782	2,919	3,547	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
提供体制(確保の内容)	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

笠間市ファミリー・サポート・センターは、民間団体へ運営委託で実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績を加味して算出しました。提供体制の確保方策は、笠間市ファミリー・サポート・センターにおいて、引き続き実施します。利用促進に向けて、会員（特に提供会員）募集と積極的なPRを継続します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	201	230	433	526	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	436	436	436	436	436
提供体制(確保の内容)	436	436	436	436	436

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では、こども政策課で母子健康手帳交付時に医療機関で行う健康診査の受診票を妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分を交付し、初期からの受診勧奨と公費助成による経済的負担の軽減を図っています。健康な妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう、支援が必要な妊婦に早期より関わり、産科医療機関等と連携し、家庭訪問等の個別支援をしながら、継続した支援を行っています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者の見込みは、母子健康手帳の交付実績や受診率をもとに算出しています。提供体制の確保方策は、医師会の協力を仰ぎながら、健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診促進に取り組みます。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,797	4,917	4,103	3,810	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852
提供体制(確保の内容)	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

支援数や相談状況から対象となるこども・家庭に月8回程度を3か月間定期的に支

援することを想定し、量の見込みを行いました。提供体制の確保策については、こども家庭センターにおいて対応できる体制を確保して支援します。

(延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360	360	360	360	360
提供体制(確保の内容)	360	360	360	360	360

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

相談状況などから支援が必要となる児童数を見込み、月8日程度の利用を見込んでいます。提供体制の確保策については、登録者25人、利用定員20人の拠点を確保して支援します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
提供体制(確保の内容)	25	25	25	25	25

⑯親子関係形成支援事業【新規】

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

提供体制の確保策については、ペアレンティング・トレーニングの教室を開催します。研修等を行い、実施体制を確保します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制(確保の内容)	30	30	30	30	30

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

すべての妊産婦・乳児に、母子健康手帳交付時と乳児家庭全戸訪問事業時に面談を行うことを想定しています。提供体制の確保策については、保健師等がすべての乳児を対象に実施します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	666	662	658	646	642
提供体制(確保の内容)	666	662	658	646	642

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

0～2歳で保育所等に未就園の児童が1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

令和6年度のモデル事業の状況を踏まえ、令和7年度は対象年齢のこども人数から教育ニーズ・保育ニーズに該当するこどもの数を差し引き、対象児童に対して利用率を30%、1人月10時間の利用を見込みました。令和8年以降は本格的な実施となり、事業の認知度が高まり、利用率も上昇することを見込んで算出しました。提供体制の確保策については、市内の保育所（園）で提供できる体制を確保して対応してまいります。

(人/日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	14	14	14	14
提供体制(確保の内容)	12	14	14	14	14

⑬産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

要支援妊婦や産後の電話支援等で経過観察の必要な方、産後ケア事業を希望する方などが利用できるように、実績をもとに算出しました。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	131	131	131	131	131
提供体制(確保の内容)	131	131	131	131	131

(4) 教育・保育の一体的提供等の推進

① 認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設として認識されるようになり、手続きの簡素化も進んできました。今後も、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

② 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育教諭等の専門性や経験が重要であり、保育人材の育成・確保も重要となっています。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育教諭の合同研修の開催等を促進します。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援から、教育・保育施設から小学校等へ円滑に進めるように提供体制を確保することが重要です。子育て支援に関わる機関の密接な連携が重要です。地域型保育事業から教育・保育施設へ、教育・保育施設から小学校へ進めるように円滑な連携を推進します。また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

④ 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

⑤ 県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援事業、障害福祉施策など専門的な知識・技術を要する支援に関して県が行う施策との連携を図ります。

⑥ 労働者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。あわせて、仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の就業状況を踏まえた保育サービスの推進を図るとともに、男女の仕事と子育ての両立支援を推進します。

基本目標 2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援

(1) 親子の健康支援の推進

【現状・課題】

こどもの心身の健康は、人生の基盤となるものであり、親子・子育て家庭の健康づくりを関係機関と連携し、支援していく必要があります。このため、妊娠期からこどもの成長段階に沿った支援に努めています。

疾病の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や保健指導等を実施しており、妊娠届出時から各種健診などをきっかけに、多職種が関わりながら、助言指導と個別相談など、一人ひとりに寄り添った支援に努めています。妊娠や出産に関する正しい情報の提供や相談支援の周知徹底など妊婦を孤立させない取組をはじめ、子育て家庭の状況・抱える不安が多様となっていることや支援が必要な子育て家庭が増えている状況をとらえて、切れ目なく支援できる体制づくりを拡充していくことが必要となっています。

【取組】

① 安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化

個々の妊婦の不安等に早期に対応し、必要なサポートにつなげられるよう、周産期における相談支援と妊娠期・出産前後の親子の健康づくりを支援します。

取組・事業	事業概要等	担当課
プレコンセプションケア推進事業	市内に住所を有する方がプレコンセプションケアを受診する際の経済的負担を軽減するとともに相談に応じる。	笠間市立病院 こども政策課
若年がん患者等妊孕性温存療法等助成	若年がん患者等が行った妊孕性温存療法に対し 10 万円、生殖補助医療に対し 15 万円を上限に助成する。	こども政策課
生殖補助医療費等助成	①生殖補助医療、②男性不妊治療、③一般不妊治療に対し、①20 万円、②5 万円、③1 年度に 5 万円を上限に助成する。	こども政策課
不育症検査・治療費助成	不育症と診断された方の不育症検査・治療に要した費用に対して 1 年度につき 5 万円を上限に助成する。	こども政策課
出産・子育て応援事業 (令和 7 年度より妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)	妊娠届出時と赤ちゃん訪問実施後、出産応援ギフト 5 万円、子育て応援ギフト 5 万円を伴走型相談支援と経済的支援として実施する。	こども政策課
かさママサロン	妊娠中の方、生後 1 か月～5 か月までの母子が集まり、助産師の個別相談や他の妊産婦との交流機会として開催する。	こども政策課
マタニティクラス	妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児の勉強をしながら、仲間づくりをする。	こども政策課

取組・事業	事業概要等	担当課
要支援妊産婦への個別支援とサポートプランの作成	要支援妊産婦の状況を把握し、関係機関と予防的介入を行う。必要時、サポートプランを作成し支援を行う。関係機関との調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。	こども政策課
多胎児ピアサポート事業 ※ピアサポート: 子育て中の親同士など同じような悩みをもつ人たち同士で支えあう活動のことを指します。	多胎児と多胎妊産婦を対象に子育て交流の場を実施する。また、多胎妊産婦への相談支援や技術的指導を行い、より丁寧な相談支援を実施する。	こども政策課
父親の育児支援	男性の育児参加を促し、子育てに悩む父親に対する支援をする。	こども政策課
産後うつ予防・支援	妊娠期から周産期のメンタルヘルスについての知識を普及する。産後はEPDSを用いて評価をする。必要時には医療機関へ繋げ、子育て等継続的なサポートをする。	こども政策課
身障者等用駐車場利用証の交付(駐車場の確保)	母子健康手帳を交付された妊娠7か月～産後6か月の方で歩行が困難な方に対し、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を利用しやすくするために利用証を交付。	社会福祉課

② 乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

妊娠期から子育て期まで関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、こどもの発育・成長にあわせて必要な支援ができるよう体制の充実を図ります。

取組・事業	事業概要等	担当課
離乳食教室	赤ちゃんとその保護者を対象に離乳食の進め方について学ぶ教室を開催する。	こども政策課
親子サロン	赤ちゃんとその保護者を対象に、赤ちゃんとのスキンシップを通して子育ての方法や色々な考え方を学ぶ。	こども政策課
2歳児キッズクラス	2歳児とその保護者を対象に、ほめ方トレーニングなど親子遊びの機会を提供する。	こども政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康診査と育児相談を実施する。	こども政策課
乳幼児・家庭訪問指導	乳幼児育児相談、乳幼児訪問指導 養育支援を必要とする家庭を訪問する。	こども政策課
発達相談支援事業	発達や行動面の問題等の早期発見・早期支援につなげる。また、育児不安の軽減、幼児の心身発達を支援する。	こども政策課
医療的ケア児コーディネーターによる相談支援	医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童とその家族の相談支援をする。	社会福祉課

取組・事業	事業概要等	担当課
予防接種事業	こどもの定期予防接種は市内及び県内で接種可能となっており、こどもの予防接種の種類と回数(標準的な接種年齢)を参考にしてもらい接種勧奨を行う。任意予防接種について周知を図り、接種勧奨を行う。	健康医療政策課 こども政策課

③ 学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進

こどもの成長段階に沿い、学童期・思春期の健康課題をとらえた健康支援施策を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
いのちの教育・思春期教育	学校・地域の中で、いのちの大切さや性に関することをテーマに講座を実施する。	こども政策課
学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育	市内小・中・義務教育学校で薬物乱用防止教室等を実施する。	学務課

(2) 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感が増している状況が見受けられ、乳幼児の保護者が必要な保育・教育、子育てサービスを利用できるように支援し、安心できる成育環境を確保していくことが重要となっています。乳幼児健診等をきっかけにつながりを持ち、子育ての情報が伝わり、相談できる体制を確保して、地域で孤立した子育てにならないように関わっていく体制づくりを進めています。

アンケート調査では、就学前児童・小学生保護者では、子育てや育児を父親・母親両方で行っているという回答が増えており、就学前児童で特に多くみられる一方で、親と子の世帯が増え、急に預けられる家族がいない世帯も増えていると考えられ、保育ニーズの必要性は多様化することが見込まれます。また、市の子育て支援に期待することとして、「子どもの医療環境を充実する」が最も多いものの、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%、「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所を増やす」が16.7%、「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」が16.5%、「就学前の教育や保育の質を高める」が16.3%など、子育て支援に関する回答がみられます。

また、子育てに関する相談場所等各種情報が子育て家庭に届き、子育てに活用しやすくすることも重要となっています。子育てに関する情報を「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」や「笠間市の広報」、「口コミ、友人や親族からの情報」などから入手している状況となっており、子育て支援ポータルサイトの活用促進を図るとともに、多様な子育てに関する情報提供を進めていくことが必要です。

【取組】

子育てに関する情報提供を充実するとともに、家庭での子育てを支援するため、親子が集まる場づくりと一時的な保育サービスを推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
子育て支援ポータルサイト「かさまぼけっと」の運営	子育てに関わる情報を提供する。	こども政策課
児童館運営事業	18歳までのこどもと保護者が自由に利用できる。イベント等も実施する。	こども福祉課
ママ・リフレッシュ	家庭で保育をしている保護者のリフレッシュのため、託児付きの講座を無料(実費負担あり)で開催する。	こども福祉課
ママ・ホリデー	未就園の1～5歳の児童を家庭で保育をしている保護者のリフレッシュのため、公立保育所でこどもを無料で預かる。	こども福祉課

(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進

【現状・課題】

アンケートでは、理想と予定のこどもの数が異なる理由として、「子育てや教育にお金がかかる」と「金銭的に不可能」が多く、子育てや教育の負担が大きいことがうかがえます。また、就学前児童保護者・小学生保護者では、子育てで大変なこととして、「子どもの健康管理・食生活」に続き、「仕事と子育ての両立」と「将来の進学のための学費の貯金等」がともに39.7%、「生活習慣や勉強を教えること」が39.5%となっています。小学5年・中学2年の保護者では、「将来の進学のための学費の貯金等」は43.0%で、中学2年の保護者では49.7%、「子どもの受験・進学」が46.7%と増えており、こどもの学年が上がると回答が増えています。教育費で負担が重いものとして、就学前児童・小学生保護者では、「学習塾、通信教育、習い事など学校以外の教育費」が53.0%と多く、「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が41.2%、「学級費、教材費などの学校徴収金」が20.0%となっています。小学5年・中学2年生保護者においても同様の回答順位となっており、中学2年生保護者では「修学旅行などの積立」が41.0%と多くなっています。

少子化が進む背景として、生産年齢人口の減少に加え、未婚化・晩婚化の進行と夫婦のもつこども数が少なくなっていることといわれており、理想のこども数をもたない理由は経済的な理由、年齢・身体的な理由、育児負担などが指摘されています。

そして、これまでも子育て費用の経済的負担の緩和を図るための取組が段階的に推進されるとともに、市単独事業として親子の健康を支援するための検査費の助成、就学や通学に関する支援などを実施しています。こどもや子育て家庭の状況や社会動向等を勘案して必要な支援について継続して取り組み、こどもと子育て家庭を支援していくことが必要となっています。

【取組】

① 医療費助成等による負担軽減の推進

保険料等の軽減や医療費の助成等を実施し、妊娠・出産期の負担軽減を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
未熟児養育医療事業	出生時の体重が 2,000g 以下の乳児で医師が特に入院治療を必要と認めた場合、入院治療に要する医療費の一部を助成する。	こども政策課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日(4 か月)以上で出産された方(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)に、50 万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産の場合は 488,000 円)を支給して出産に係る費用負担の軽減を行う。	保険年金課
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	出産した国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日以上(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)の方の国民健康保険税の軽減を行う。	保険年金課
産前産後期間の国民年金保険料の免除	国民年金第 1 号被保険者で妊娠 85 日以上(死産、流産、早産、人工中絶を含む)の方の国民年金保険料の免除を行う。	保険年金課
国民健康保険税における子どもに係る均等割の軽減措置・減免措置	国民健康保険加入中の 18 歳未満の子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である国保被保険者)を対象に、国民健康保険税の均等割の 5 割減免を行う。	保険年金課
医療福祉費支給制度(マル福)	○妊産婦医療費助成(マル福)^{※1}: 母子健康手帳を発行された妊産婦に医療費を助成する。 ○小児医療費助成(マル福)^{※1}: 18 歳の年度末までの児童に医療費を助成する。 ○ひとり親医療費助成(マル福)^{※1}: 18 歳の年度末までの児童を養育するひとり親とその子、20 歳未満の一定の障害児または高校等の在學生とそのひとり親を対象に医療費を助成する。 ○重度心身障害者医療費助成(マル福)^{※2}: 一定の障害をもつ児童の医療費を助成する。 ※1 自己負担あり: 外来は 1 日 600 円まで月 2 日を限度、入院は 1 日 300 円まで月 10 日を限度 ※2 自己負担なし	保険年金課

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

児童手当の他、就学や通学に関する支援策を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
新生児聴覚検査費用の助成	新生児の聴覚検査費用を ABR:3,000 円、OAE:2,000 円助成する。	こども政策課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職・休職をした方で、育児休業給付金を受けることができない方に 20 万円を給付する。	こども福祉課
児童手当	18 歳年度末までの児童を養育している保護者に、3 歳までは 15,000 円、3 歳以上は 10,000 円、第 3 子以降は 30,000 円を給付する。	こども福祉課
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費を助成する。	学務課
エコランドセル配布	次年度小学校等へ入学する児童のうち、希望者に、エコランドセルを配布する。	学務課
第三子給食費無償化	小学 1 年生から 18 歳までの子を 3 人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償化とする。	おいしい給食推進室
制服等購入費支援事業	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に 30,000 円を給付する。	学務課
通学支援事業	○遠距離通学の路線バス定期代補助:路線バスを使用している小学生に、距離、きょうだいの数、居住地区に応じて路線バス定期代を補助する。 ○自転車購入費の補助:自転車通学の小学生に対し、一人 20,000 円の自転車購入費を補助する。 ○スクールバス利用経費補助:スクールバスの利用者の距離、きょうだいの数、居住地区に応じて通学に関わる経費を補助する。 ○ヘルメット配布:自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布する。	学務課
高校生等生活応援事業	中学校等を卒業し、新生活を始める生徒の保護者に、新たな生活の準備費として 50,000 円を給付する。	学務課

(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進

【現状・課題】

本市では、男性も女性も働きやすい環境づくりに向けて、広報、情報提供等による啓発を推進するとともに、平成30年度から女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的な企業を応援するため、「キラリかさま優良企業認定制度」を推進しており、認定数は増加しています。また、市内企業に「子連れ出勤」の導入促進や「キラリかさま優良企業認定制度」の普及を進めるため、情報提供や実践的な取組を普及していくことが必要です。

職場環境について就学前児童・小学生保護者で就労している保護者では、「子育て中の職員に職場・上司の理解があると思う」は母親で83.6%、父親66.5%で、「出産や育児が仕事を続けることやキャリアの障害になっていると感じる」は母親49.3%、父親39.0%、「子どものための休暇はとりやすい」は母親75.6%、父親51.3%回答されています。働きやすい環境になってきているものの、父親と母親で、またはこどもの年齢でも異なることがうかがえます。育児休業の取得状況は父親の取得も増えてきていますが、周りの育児休業の取得状況は「わからない」という意見がみられます。また、子育てで大変なこととして、「仕事と子育ての両立」は就学前児童保護者と小学生保護者で39.7%と多くみられ、共働き世帯が増加するなか、育児休業の取得促進とともに、継続した就業と保育ニーズの動向をとらえた保育サービスの提供とあわせ、働きやすい職場環境づくりや再就職の支援等を継続して促進していくことが課題となっています。

【取組】

① 子育て力の育成支援の推進

保護者の子育て力の育成を支援するとともに、市民・事業所等地域の子育て力を高め、こどもの育ちを地域で応援できるように、家庭教育学級を実施します。

取組・事業	事業概要等	担当課
家庭教育学級	保護者を含む大人に対する学びの機会をつくり、教育力の向上を図る。 ①市内の幼児施設や小中学校の保護者を対象に、講演会や親子活動等の実施。②3～4 か月児健診時や就学時健康診断時に、保護者対象に講話の実施。③市内の事業所の従業員または担当者を対象に、家庭教育に関する講話及び資料配布等の実施。	生涯学習課

② 子育てしやすい職場づくりの支援

市民・市内企業に、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援に関する啓発や情報提供を継続して推進するとともに、キラリかさま優良企業認定制度の普及を図ります。

取組・事業	事業概要等	担当課
「キラリかさま優良企業認定制度」の普及	男女がともに働きやすい職場環境の整備や子育て支援を行う事業者を「キラリかさま優良企業」に認定する。 認定事業者を増やし、働きやすい職場の普及を図る。	総務課
再就職に向けた就業支援	ハローワーク水戸マザーズコーナーが実施している就職支援セミナーと連携を図り、こどもの成長や保護者のライフステージに合わせた働き方への支援を行う。	商工課

(5) こどもの学びと成長を支援する取組の推進

【現状・課題】

こどもが生きる力を身につけていくために、学校と地域に学びや体験の機会が成長段階において多様に用意された環境が必要であり、地域にもこどもの居場所があることで、地域がこどもの成長に関わり、応援する地域づくりを進めていくことが必要です。

小学5年生・中学2年生のアンケートでは、「教科によってはわからないことがある」が41.0%、「だいたいわかる」が38.7%と回答されており、悩みや心配ごとについては、小学生は「なやみや心配ごとはない」が50.4%、「勉強のこと」が17.8%、「自分の性格のこと」が15.9%となっており、中学生は「勉強のこと」が49.0%と多く、「進学・進路のこと」が39.5%、「なやみや心配ごとはない」が28.8%となっています。また、ほっとできる場所として1位は「自分の家」がそれぞれ90%弱と大半を占め、2位は「学校（クラブ活動・放課後子ども教室などもふくむ）」が続いていますが、「ない」が17.0%程度回答されています。

家庭・学校・地域が連携してこどもが学ぶ場や体験する機会を増やし、過ごせる場所や相談できる場所を確保していくことが必要です。

【取組】

① こどもの学びと成長を応援する取組の推進

生きる力を身につける教育を推進するとともに、多様な学びの場を提供します。

取組・事業	事業概要等	担当課
寺子屋事業	小学 5・6 年生に学校教育以外で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供する。	生涯学習課
学力向上支援事業	モデル校において、放課後学習塾を実施する。	学務課
英語教育強化推進事業	市内学校に在籍し、英語の語学力向上のため 2 週間以上の海外研修に参加した中学生に対し、費用の一部を助成する。	学務課

② こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進

学校や教室以外のこどもの居場所や相談できる場所を確保するとともに、こどもが声をあげられる場づくりについて検討します。

取組・事業	事業概要等	担当課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供する。	こども政策課
不登校対策民間連携事業	不登校傾向の小中学生を対象に、「不登校児童向けプログラム(体験活動/農業)を年4回行う。	学務課
教育支援室事業「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童・生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、学校生活復帰を支援する。	学務課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供する。	学務課
家庭児童相談室	こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。	こども政策課
スクールソーシャルワーカー配置事業	児童生徒が抱える課題の解決、置かれた環境の改善のために様々な支援を行う。	学務課
こどもの意見聴取の取組	こどもが意見やSOSを出せる機会や場づくりについて検討する。	こども政策課
こども食堂の支援	地域で開催されているこども食堂は地域の居場所となっており、開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組む。	こども政策課

(6) 支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援

【現状・課題】

こどもと子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、経済的に厳しい環境におかれたり、健康や発育での支援や家庭の状況で支援や関わりが必要なこども・世帯が増加しています。

[ひとり親家庭の支援]

ひとり親家庭への支援として、経済的な問題を抱えているひとり親家庭を対象に児童扶養手当やこどもの就学援助等の経済支援とともに、個別の相談や指導等を行う母子父子自立支援員を1名配置し、ひとり親家庭の状況に応じた生活支援を行っています。また、保護者の就職に役立つ資格を取得するための高等職業訓練促進事業や県事業を活用して家庭生活支援員の派遣などを行い、ひとり親家庭の自立支援を図っています。多様なひとり親家庭の状況や変化に応じた支援が必要です。

[障害等で支援が必要なこどもの支援]

障害や発達に関して支援が必要な児童に関する相談、各教室やサービス利用は増大しており、支援が必要な子どもの発達やライフステージに応じた支援に努めています。

幼児教育施設から小・中学校などの義務教育段階の就学や進学が円滑に進むように、こども育成支援センターの幼児施設の巡回相談、教育委員会と共催の就学に向けた発達相談会、さくらんぼ教室での指導や個別の指導計画を小学校に引継ぐなど、関係機関と連携を図りながら、継続的、包括的な支援体制を構築しています。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒や通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒に「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに適した指導を行っています。放課後過ごす場所として、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では障がいや病気に関する理解を深め支援できる体制をとっています。

[児童虐待防止対策]

不登校や児童虐待の相談件数はコロナ禍で増加したといわれており、本市においても家庭児童相談員の相談利用件数が年々増して、継続的な相談者が多くなっていると同時に、相談内容も多様となり、児童虐待防止対策として、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等の関係機関と連携し、情報共有や早期の対応を行っており、要保護児童対策地域協議会において関係者の専門性向上と関係機関同士の連携強化を図っています。

[その他]

支援が必要なこども・世帯については、抱える課題が重複化し、複雑化しています。支援機関・関係課からの意見においても、「学校の授業についていけない」状況や生活面での影響が見受けられました。生活困窮・貧困の課題、保護者の健康や介護の課題などがこどもの学習や生活に影響を及ぼしていることが多く、こども達を地域で見守るサポート体制づくりやこどもの体験や居場所の確保などに取り組む必要があります。

【取組】

① ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の状況に応じ、相談支援と経済的支援や生活支援、保護者の就労支援などを推進し、自立を促進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
児童扶養手当	18歳までの児童を養育するひとり親等に、所得・児童の数に応じて児童扶養手当を給付する。	こども福祉課
高等職業訓練促進費	ひとり親家庭の父母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する場合に給付金を給付する。	こども福祉課
女性相談支援員の配置	困難な問題を抱える女性への支援を行う。	こども政策課
母子父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。	こども福祉課

② 障害・発達で支援が必要なこどもの支援

障害・発達等で支援が必要なこどもが成長段階にあわせて地域で育ち学ぶことができるように、療育支援と生活支援・教育支援を推進します。

取組・事業	事業概要等	担当課
幼児施設巡回相談	こども園等を巡回し特別な支援が必要な幼児の早期発見に努めるとともに、適切な支援が受けられるよう助言する。	こども育成支援センター
保幼小中特別支援連携事業	保幼小中を接続するための特別支援連携支援コーディネーターを2人配置。市内幼児教育施設について、こども育成支援センターと連携をしながら、小学校進学に向けた協議などを実施する。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級を巡回訪問し、個々の実態に応じた指導計画の作成について助言をする。	学務課
特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に給付する。	社会福祉課
障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に給付する。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいのある20歳未満の児童と同居・養育している保護者に給付する。	社会福祉課
親子フォローアップ事業「つくしんぼ教室」「さくらんぼ教室」「step up さくら」	発達が気になる未就学児に対し、それぞれの特性に合わせ小集団（つくしんぼ教室）または個別（さくらんぼ教室）による指導を行う。就学児に対しては、読み書き指導、アンガーマネジメントなどの個別指導（step up さくら）を行う。	こども育成支援センター
放課後等デイサービス	通所受給者証の発行を受けた就学後から18歳までの児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	社会福祉課

取組・事業	事業概要等	担当課
児童発達支援	通所受給者証の発行を受けた就学前の児童に対し、日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供する。	社会福祉課
保育所等訪問支援	通所受給者証の発行を受けた保育所などを利用している児童が集団生活に適応することができるよう、訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を提供する。	社会福祉課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対し、食事・排泄・教室移動補助など、学校における日常生活動作の補助や学習活動上の支援を行う。	学務課
学校における医療的ケア支援事業	市内小・中・義務教育学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、看護師による医療的ケアを実施し、当該児童等の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。	学務課
医療的ケア児保育支援事業	特定教育・保育施設において、医療的ケア児へ支援を行うため、看護師配置や派遣を行い、乳幼児の健やかな成長とその家族の負担軽減を行う。	こども福祉課
日中一時支援事業	障がいのある人等の介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行う。	社会福祉課
発達に関する総合相談	相談窓口を一本化し、発達が気になる18歳までの児童の保護者の相談に応じ、助言や適切な支援につなげる。	こども育成支援センター
児童発達支援事業所「まろん」	通所受給者証の発行を受けた児童に対し、児童にとって適切な関わり方を保護者と一緒に考え、実践する教室（利用には個別契約が必要）を実施する。 ○児童発達支援：小集団や個別での指導を通じて、お子さんの成長・発達を促す教室。 ○保育所等訪問支援：通園している保育所等の施設を訪問し、児童への直接支援と施設職員に対する間接支援を行う。 ○児童発達支援事業所との連携	こども育成支援センター

③ 児童虐待防止対策等の推進

児童虐待の課題をはじめ、ヤングケアラーや引きこもり等の問題を含め社会的養護を必要とするこどもと家庭等の抱える様々な課題に地域で気づき、相談、見守りや支援をつなげられる体制を強化します。

取組・事業	事業概要等	担当課
母子生活支援施設	DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援する。	こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所をはじめこどもに関わる各機関がこどもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、見守り等を行う。	こども政策課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行う。	こども政策課
家庭児童相談室(再掲)	こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。	こども政策課

基本目標 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 基本方針

①こどもの貧困の解消に向けた対策について

厚生労働省が国民生活基礎調査結果により発表した令和3年のこどもの相対的貧困率は11.5%と、約9人に1人が貧困状態といわれています。平成30年の13.5%（新基準では14.0%）からは改善傾向が続いていますが、国際的にはわが国のこどもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均を上回っており、少子化が進む中、こどもの貧困問題の潜在化・深刻化が懸念され、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されやすいことが指摘されています。この課題の解決には、こどもの成育環境を整備するとともに、生まれ育った環境によってこどもの将来が決定されることなく、教育を受ける機会の均等化を継続的に図っていく必要があります。さらに、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、こどもの貧困状態を解消するために総合的な施策の推進が求められています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年に一部改正され、「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」が施行され、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを推進するとともに、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの各段階における支援が切れ目なく行われるように推進することが新たに明記されました。

このため、笠間市の全てのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる地域をこどもの健やかな成長のため、こどもと子育て家庭に様々な主体が関わり、連携しながら支援できるよう支援ネットワーク機能の充実を図ります。

②基本視点

貧困の問題は潜在的であり、その状況と影響の見えにくさを十分理解し、貧困問題を含め様々な課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭を包括的に支援する視点を基本とします。

こどもの成長過程に即し、切れ目ない総合的な支援を図ります。

③生活困窮リスクの把握

今回実施した小学5年生と中学2年生の保護者・こども本人への設問を中心に、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により所得水準を把握するとともに、家計の逼迫リスクやこどもの体験や所有物を把握し、生活困窮のリスクを集計しました。

低所得に該当する世帯は8.8%と少ないものの、家計の逼迫やこどもの体験機会・所有物の要素を加えて集計すると、「困窮家庭」と「周辺家庭」は22.9%となっています。

	低所得[%]		
	全体	該当	非該当
全体	398	35	363
	100.0	8.8	21.7
小学5年生保護者	203	19	184
	100.0	1.1	11.0
中学2年生保護者	195	16	179
	100.0	1.0	10.7

	生活困窮状況[%]			
	全体	困窮家庭	周辺家庭	その他の家庭
全体	398	15	76	307
	100.0	3.8	19.1	77.1
小学5年生保護者	203	6	42	155
	100.0	3.0	20.7	76.4
中学2年生保護者	195	9	34	152
	100.0	4.6	17.4	77.9

保護者の調査結果では、世帯状況や日常生活での影響がみられるとともに、生活の満足度が低調で生活全体に貧困のリスクの影響が一部みられました。また、教育費の負担については、困窮家庭で「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が最も負担が大きいと答えており、将来の進学先については、困窮家庭で「高校」までが多くみられます。こども本人も将来の進学先が「高校」の割合が高く、希望や可能性が家庭状況により影響を受けることが考えられます。また、生活面では朝食欠食がみられたり、学校に行きたくないという回答もみられました。

こどもの貧困を解消するための取組については、総合的な推進が必要であり、低所得の状況に加え、世帯の生活状況やこども自身の生活状況、意向などへの影響を踏まえて取り組んでいくことが重要です。

④施策の方向

重点的に教育支援、生活支援、経済支援、保護者の就労支援の4つの施策の方向が相互に関連し合って推進し、こどもに届くように取り組んでいきます。

(2) 重点的に取り組む項目

①学習支援

こどもたちの日中の居場所である学校を基盤に、安心して学び、学力・体力を養える教育環境の向上を図ります。あわせて、身近な地域での多様な居場所づくり、学びや遊びなど体験機会の確保などを行い、学び育つ環境づくりを進めます。

②生活支援

妊娠期から切れ目ない支援を行うとともに、家庭の成育環境を高めるため、寄り添い型の相談支援、生活支援に向けた取組を推進します。

複合的な課題を抱える生活困窮者には、学習支援事業と家庭相談支援事業を実施します。

③経済的支援

子育て費用や教育費用の負担軽減を図るための各種支援制度及び、安心して医療を受けられるように医療費等助成制度などの経済的支援等を継続して実施し、適切な利用を促進します。

④親の就労支援の推進

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、保護者の就労支援を関係機関と連携して取り組み、親の学び直しや職業訓練などの情報提供や相談支援に努めます。

⑤支援ネットワークの強化

実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援体制の確立とともに、支援のコーディネート機能の確保を目指します。

庁内の関係課との連携強化と地域や関係団体等など多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

【取組】

取組・事業	事業概要等
こどもの居場所拠点(再掲)	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供する。
学校生活学習支援事業	要保護・準要保護世帯の中学生に学校教育以外で「学びの場」と進路や家庭の悩みなどに対応する「相談の場」を提供する。
就学援助(再掲)	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費を助成する。
家庭児童相談室(再掲)	こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。
ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。
学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保	生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。
ひとり親家庭の親への就労支援	マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。
高等職業訓練促進費の支給(再掲)	ひとり親家庭の父母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する場合に給付金を給付する。
要保護児童対策地域協議会(再掲)	児童相談所をはじめこどもに関わる各機関がこどもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、見守り等を行う。
フードバンク (きずなboxの設置)	NPO法人フードバンク茨城への協力として市内施設に「きずなBOX」を設置し、家庭や職場で余分にある食品を提供いただき、こどもたちの生活(食事)をサポートする。
こども食堂の支援(再掲)	地域で開催されているこども食堂は地域の居場所となっており、開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組む。

参考資料

（子ども・子育て会議設置条例、策定体制、委員名簿、策定経過等を掲載予定）